

学校給食における 食物アレルギー対応の手引き

令和7年4月改訂

札幌市教育委員会

はじめに

札幌市の学校給食における食物アレルギー対応については、どの学校においても適切に行うことができるよう平成20年に「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を策定し、それに基づき対応を行ってきました。

その後、平成27年3月には文部科学省から「学校給食における食物アレルギー対応指針」が示され、令和元年度には公益財団法人日本学校保健会の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が改訂されました。

このような背景から、これまで2度改訂してきた本市の「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を国の動向を踏まえて見直すことといたしました。

改訂にあたっては、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き検討会議」を立ち上げ、学校長、教職員、学校医等の構成メンバーにより、慎重に検討を重ねてきたところです。

本市では、過去にそばアレルギーを持つ児童が尊い命をなくすという痛ましい出来事を経験しています。このようなことが二度と起きないように、食物アレルギーのある児童生徒に必要な配慮をしながら安全・安心な学校給食を提供するためには、栄養教諭・栄養士や養護教諭、食物アレルギーの児童生徒を受け持つ担任のみならず、校長などの管理職をはじめとしたすべての教職員、調理員及び教育委員会関係者、医療関係者、保護者等が相互に連携し、当事者としての意識と正しい知識、共通認識を強く持って組織的に対応することが不可欠です。

各学校においては、食物アレルギー発症の未然防止に努め、すべての児童生徒が給食時間を楽しく過ごすことが出来るよう本手引きを活用して、学校全体で取り組んでいただくようお願いいたします。

本手引きの作成にあたり、御尽力いただきました皆様方に心から感謝申し上げます。

令和7年4月
札幌市教育委員会
教育長 山根 直樹

目 次

第1章	札幌市の学校給食における食物アレルギー対応	
1	基本的な考え方	1
2	学校給食における対応	2
3	給食提供が困難な場合について	3
第2章	校内（連携）体制及び対応の流れ	
1	食物アレルギー対応における校内体制の確立	4
2	食物アレルギー対応委員会の設置	4
3	食物アレルギー対応における教職員・関係者の役割	4
4	食物アレルギー対応の流れ	7
第3章	学校給食での対応	
1	対応にあたっての留意事項	18
2	食物アレルギー対応内容決定までの流れ	18
3	給食実施における具体的な流れ	20
4	使用食品のチェックと対応内容の決定	23
5	学級における対応	24
6	具体的な除去食の対応	28
第4章	食物アレルギー事故発生時の緊急時対応	29
第5章	食物アレルギーに関する研修について	36
各種様式・参考資料		37～73

第 1 章 札幌市の学校給食における食物アレルギー対応

1 基本的な考え方

- (1) 医師の診断に基づいた対応を行います。

学校で食物アレルギー対応の管理を行う際は、「学校生活管理指導表」や「学校給食食物アレルギー対応確認書」等で、医師の診断が確認できることが条件となります。

- (2) コンタミネーション※には対応できません。

調理にあたっては、アレルギー対応食専用の調理設備や器具類はなく、揚げ物の油は複数回使います。そのため、揚げ油の共有ができない場合や、ごく微量でもアレルギー症状が起こる場合は、弁当持参対応となる場合があります。

- (3) 食物アレルギー対応委員会を設置し、対応内容を決定します。

校長を対応の責任者とし、関係者で構成する食物アレルギー対応委員会を校内に設置します。委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し、様々な対応を協議、決定します。ここでの決定事項を保護者へ説明し、了承を得ます。

- (4) 給食調理での対応と給食調理以外での対応があります。

調理での対応では、一部献立にて除去食や代替食がありますが、調理で対応できないものについては、除去対応や弁当持参等の対応を行います。量の制限や加熱をすることで食べられる場合は、学校と家庭が連携しながら「自己除去」を行います。

なお、国の指針による学校給食における食物アレルギー対応の原則は以下のとおりです。

※コンタミネーションとは

食品の生産や調理の際に原材料として使用していないにも関わらず、アレルギー物質等が微量混入してしまうこと。

学校給食における食物アレルギー対応の大原則

- ・食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- ・食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ・安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- ・学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- ・教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成 27 年 3 月文部科学省 一部抜粋

2 学校給食における対応

札幌市の学校給食での食物アレルギー対応方法は、可能な範囲での除去食や代替食の提供をする方法や、状況に応じて自分で除去する方法、弁当持参（毎日または献立内容による）があります。

また、国が進めている原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）の考え方も取入れ、食物の分量による対応や加熱・非加熱を区別した対応は行わず、原因食物を含む料理全体を完全に食べない対応を取ることが可能です。（これを「完全除去」といいます。）

なお、食物アレルギーではありませんが、医師により乳糖不耐症と診断され、牛乳が飲めない場合は提供を停止することも可能です。

除去対応によって栄養素が不足する場合があるため、家庭の食事で補っていただくよう、保護者に説明することが必要です。

給食調理での対応	除去食	食物アレルギーの原因食品を取り除いて調理する
	代替食	食物アレルギーの原因食品が入っていない代わりのものを提供する
給食調理以外での対応	牛乳・ごはん・パン・めん・副食停止	牛乳・ごはん・パン・めん・副食を停止する対応
	自己除去	自分で取り除く等、料理全体または料理の中の一部を除くことにより、原因食物を食べない対応
	弁当持参	家庭から給食の代わりとして弁当を持参する対応 ※一部持参も可能

※除去食・代替食の対象となる献立は、別途通知している
「除去食・代替食対象献立一覧表」を参照

3 給食提供が困難な場合について

極微量で食物アレルギー反応が誘発される可能性がある等の場合は、「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、学校給食における安全な給食提供が困難であることから、弁当持参を依頼することがあります。

ア 調味料・だし・添加物の除去が必要*

イ 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても医師からの除去指示がある

[注意喚起例]

・同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製造工場では〇〇（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」

・原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

・えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

ウ 食器や調理器具の共用ができない

エ 揚げ油の共用ができない

オ 「食材一覧表」「加工食品の使用原材料表」では献立の喫食可否を判断できない

カ その他、安全な給食提供が困難と考えられる状況

※単にエビペン® 所持であるとか、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるだけで弁当対応にする必要はありません。

※ア～カに該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認することが望まれます。

*調味料・だし・添加物については次の表に定めるものを対象とします

原因食品	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

参考：「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成 27 年3月文部科学省

第2章 校内（連携）体制及び対応の流れ

1 食物アレルギー対応における校内体制の確立

食物アレルギーの対応を行うためには、現状の人員（教職員等）や施設設備（給食施設等）において、対応可能な体制づくりをすることから始まります。

各学校で作成されている緊急時の校内体制をもとに、家庭や学校医、医療機関、教育委員会等との関わりについても考慮した上で、食物アレルギー対応に適した体制とします。そのうえで、全教職員が食物アレルギーを理解し、情報共有を行う必要があります。

2 食物アレルギー対応委員会の設置

学校給食における食物アレルギー対応については、校内に設置する食物アレルギー対応委員会で対象となる児童生徒の個別の対応内容を協議し、決定します。

<食物アレルギー対応委員会とは>

【目的】 食物アレルギーの個別対応を決定する機関として明確に位置付け、学校全体の取組としての強化を図る。

【設置】 校長を責任者とし、校内に設置する。
(既存の校内組織等を活用して設置してもよい)

【構成員】 校長、教頭、学級担任、給食担当教諭、養護教諭、栄養教諭・栄養士等
(必要に応じて学校医、主治医を加える)

【内容】 ・「学校生活管理指導表」「学校給食 食物アレルギー対応確認書」「食物アレルギー等対応 実施申請書」「面談票」等に基づき、個別の対応内容を協議、決定する。
・校内危機管理体制を構築し、各関係機関等との連携や具体的な対応訓練、校内外の研修を企画、実施、参加を促す。

3 食物アレルギー対応における教職員・関係者の役割

学校では、食物アレルギー対応が必要な児童生徒のため、得られた情報をもとに、校長の指導のもと、それぞれの職務に応じて、学校全体としてかつ関係教職員全員で対応を進めます。

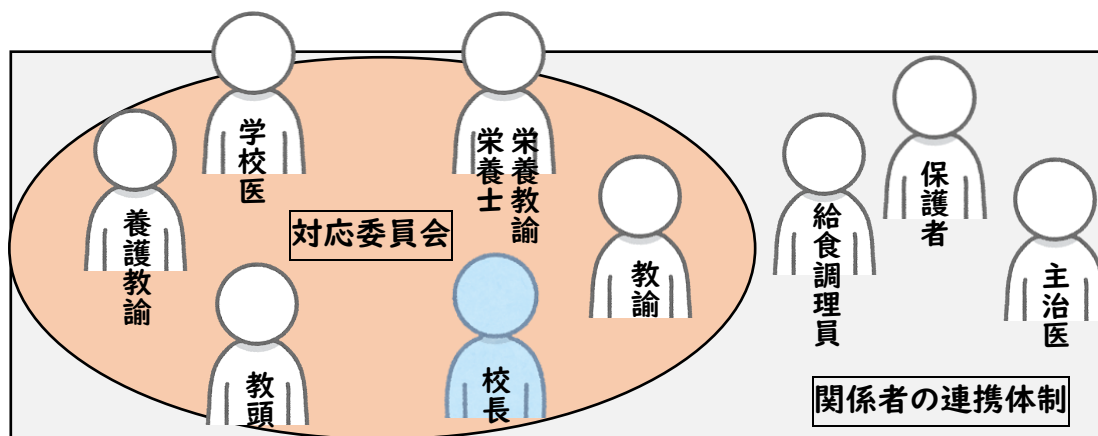
児童生徒と関わる全教職員が、食物アレルギーについて正しく理解し、アレルギー症状を発症した時の緊急時の対処方法を確認し、協力していくことが必要となります。そのためには日ごろから、得られたさまざまな情報を共有するとともに、食物アレルギーへの理解を深めるための校内研修などを行い、校内での共通理解を図ることが重要となります。

ここでは、教職員と関係者の役割分担（例）を表1に示します。

表1 食物アレルギー対応の役割分担(例)

	役割
校長	・担当者を明確にし、校内体制を整備・周知。 ・食物アレルギー対応を検討、決定するための「食物アレルギー対応委員会」を設置。 ・対応の総括責任者として、対応を最終的に決定し、保護者に了承を得る。 ・学校医に緊急時の対応を依頼。
教頭	・集約した情報の管理。 ・必要に応じ、保護者等との相談の場を設定。 ・校内研修等の調整。 ・校内体制の中の連絡調整。 ・「食物アレルギー個人調査票」の管理。 ・個々の対応についての把握と評価。 ・給食での対応の確認と徹底。 ・子学校は、担当職員とともに親学校との連絡調整。
教諭	・保護者からの届出及び「食物アレルギー等調査のお願い」により、食物アレルギーの有無を確認。 ・児童生徒及び保護者に「食物アレルギー等調査のお願い」などの提出を求める。 ・個々の対応について、児童生徒及び保護者に説明し了承を得る。 ・食物アレルギー対象児童生徒や校内体制の理解。 ・「食物アレルギー個人調査票」への記録。 ・学級の児童生徒全員に食物アレルギーの具体的な対応の説明や正しく理解するための指導を行う。 ・「学校給食アレルギー対応依頼書」等で対応内容を確認。 ・子学校では、給食担当教諭が養護教諭や親学校の栄養教諭・栄養士と連絡・調整して対応する。
栄養教諭 栄養士	・養護教諭と協力し「食物アレルギー等調査のお願い」を実施、「食物アレルギー対象児童生徒一覧」を作成、校内研修の企画。 ・対象児童生徒を把握し「食物アレルギー等対応 実施申請書」の提出を求める。 ・通常の給食提供内容とは違う児童生徒の把握・対応。 ・校内体制の中で、学校給食で可能な対応(除去食・代替食・その他)について確認。 ・対象の保護者に「詳細な献立表」や「学校給食アレルギー対応依頼書」を提供し、今後の対応を確認。 ・学校給食で可能な対応について、保護者に説明(除去食・代替食・自己除去・弁当持参・献立表の提供ほか)。 ・「食物アレルギー個人調査票」への記録。 ・対象の保護者と「学校給食アレルギー対応依頼書」のやり取りをしながら、対応について毎月確認(子学校は給食担当教諭等を通じて確認する)。 ・給食調理員に「調理指示書」「調理作業工程表」「作業動線図」「アレルギー対応食チェック表」を使用し、対応内容を説明するとともに、調理作業を指示し、周知徹底する。 ・子学校とは、担当職員と連絡を常に取り合う。 ・給食の注意点について担任に説明。 ・食物アレルギーがある児童生徒に、個別的な指導をする。

養護教諭	・栄養教諭・栄養士と協力し「食物アレルギー等調査のお願い」を実施、「食物アレルギー対象児童生徒一覧」を作成、校内研修の企画。 ・対象児童生徒を把握し「食物アレルギー等対応 実施申請書」の提出を求める。 ・「食物アレルギー個人調査票」への記録。 ・食物アレルギー発症時の応急処置の方法（内服薬・エピペン[®]等の使用の有無等）や緊急時の連絡先を確認。 ・必要に応じ主治医及び学校医と連絡をとる。 ・食物アレルギーがある児童生徒に個別的な指導をする。
給食調理員	・「食物アレルギー対応食 チェック表」で除去食及び代替食の対象者の確認。 ・除去食及び代替食を、別紙の「除去食・代替食対象献立一覧表」で確認。 ・栄養教諭・栄養士の指示により、混入や誤配のないように作業し、給食を提供。
保護者	・主治医に相談し、「学校生活管理指導表」の記入を依頼し、「学校給食 食物アレルギー対応確認書」を記入。 ・学校への各種書類（「就学時健康診断健康調査票」「食物アレルギー等調査のお願い」「食物アレルギー等対応 実施申請書」「学校生活管理指導表」「学校給食 食物アレルギー対応確認書」）の配布。 ・担任、栄養教諭・栄養士、養護教諭と学校での対応について確認。 ・「食物アレルギー個人調査票」の保護者欄の記入。 ・子どもに学校での対応を認識させる。 ・主治医に学校での対応を報告。 ・アレルゲン、症状、対応などを定期的に確認し、変更が生じたときは、速やかに学校に報告。
主治医	・定期的な診察と検査に基づいた「学校生活管理指導表」の作成。 ・「学校給食 食物アレルギー対応確認書」作成にあたっての保護者への助言。 ・保護者と学校での食物アレルギー対応について確認し、緊急時の対応について指示。
学校医	・就学時健康診断で保護者に問診を行い助言。 ・学校での食物アレルギーの対応について情報を提供。 ・学校で児童生徒が食物アレルギーを発症した場合、緊急時には対応できるよう配慮。



4 食物アレルギー対応の流れ

学校における食物アレルギー対応で大切なことは、食物アレルギーを有する児童生徒を正確に把握することです。

保護者や医師（主治医）等からの正確な情報の把握に努め、その後、把握した情報をもとに、食物アレルギー対応委員会において校長が適切な対応を決定します。

また、把握した情報は適正に管理し、関係職員の共通理解をはかり、事故の防止に努めます。

＜個人情報の取扱いについて＞

- ・ 教頭を管理責任者と決め、「食物アレルギー個人調査票」などは耐火書庫等に保管し、使用後は所定の場所へ戻して持ち出さない。
- ・ 把握した情報は、校内や関係職員で共有し、次の進学（転出）先へ引き継ぐ場合は、必ずその都度、保護者に確認する。
- ・ 各学校の個人情報取扱規程に沿った対応を行う。

学校生活管理指導表（以下、「管理指導表」とする。）について

2 管理指導表の提出依頼

- ・「食物アレルギーのため学校給食において配慮が必要である」又は「アナフィラキシーの発症歴がある」、「エピペン[®]を処方されている」など、園・学校において配慮や管理が必要だと思われるが管理指導表を提出していない子どもがいる場合、園・学校は、保護者に対し管理指導表の提出を依頼する。
- ・管理指導表を提出している子どもの症状等に変化があり、配慮や管理事項に変更が必要な場合は、改めて管理指導表の提出を求める。

3 管理指導表の取扱い

- ・管理指導表は、アレルギー疾患のうち、アナフィラキシー及び食物アレルギーに該当する患者に対しては主治医と学校医が同一の場合を除き、保険適用となる。このことを踏まえ、保護者に管理指導表の提出を求める場合には、文書料がかかることを伝える。（医療機関により料金は異なる。）
- ・管理指導表を受け取る際には、一部コピーして保護者に渡し、原版を園・学校が預かる。
- ・提供された情報を教職員全員で共有することを保護者及び子ども本人に説明し、事前に同意を得ておく。
- ・管理指導表には子どもの個人情報に記載されているため、管理に十分注意する。
- ・対応の必要がなくなった場合や対象の子どもが卒業や転出をする場合、管理指導表を保護者へ返却する。その際には、管理指導表により園・学校での管理を依頼していたことを進学先もしくは転入先に必ず申し出るよう保護者に伝える。

「札幌市幼稚園・学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」令和6年7月札幌市教育委員会
から関連部分を抜粋し加工

【小学校】

①就学時健康診断（11月～12月）	
必要書類	「就学時健康診断健康調査票」 「食物アレルギー等調査のお願い（新規用）」【様式1-1】 「学校生活管理指導表」【様式2】 「面談票」【様式3】 「食物アレルギー等対応 実施申請書（新規用）」【様式4-1】 「食物アレルギー個人調査票」【様式6】 「学校給食 食物アレルギー対応確認書」【様式10】
対応	・ 教育委員会から事前に送付される「就学時健康診断健康調査票」の保護者記入欄に食物アレルギーの有無を記入してもらう。 ・ 就学時健康診断の際に、学校医や教職員による保護者への聞き取り調査を行い、入学前に医療機関等を受診して必要に応じて「学校生活管理指導表」「学校給食 食物アレルギー対応確認書」の提出を依頼する。（緊急時に円滑に情報共有を行えるようにするため、できるだけ近隣の医療機関を受診することが望ましい。） ・ 「食物アレルギー等調査のお願い（新規用）」等を保護者に記入してもらう。

②保護者説明会（一日入学）（2月）	
必要書類	「学校生活管理指導表」【様式2】 「面談票」【様式3】 「食物アレルギー等対応 実施申請書（新規用）」【様式4-1】 「食物アレルギー個人調査票」【様式6】 「学校給食 食物アレルギー対応確認書」【様式10】
対応	・ 学校給食についての説明を行う。 ・ 説明会の後に、アレルギー疾患を含めた健康課題等を有する子どもの保護者を対象に、教職員による面談（「面談票」）を行い、食物アレルギー状況等の情報を得たうえで、学校給食での対応の有無を確認する。 ・ 提供された情報を教職員全員で共有することを保護者及び子ども本人に説明し、事前に同意を得ておく。 ・ 必要に応じて幼稚園・保育園等と連絡を取り合う。 ・ 必要に応じて「学校生活管理指導表」「学校給食 食物アレルギー対応確認書」「食物アレルギー対応等 実施申請書（新規用）」「食物アレルギー個人調査票」等の提出を依頼する。

③入学受付～小学校入学時（4月）	
必要書類	「学校生活管理指導表」【様式2】 「面談票」【様式3】 「食物アレルギー等対応 実施申請書（新規用）」【様式4-1】 「食物アレルギー個人調査票」【様式6】 「学校給食 食物アレルギー対応確認書」【様式10】
対応	<入学受付> ・ 「学校生活管理指導表」「学校給食 食物アレルギー対応確認書」「食物アレルギー等対応 実施申請書（新規用）」「食物アレルギー個人調査票」等を受理し、必要に応じて面談（「面談票」）を行う。 ・ 「学校生活管理指導表」「食物アレルギー等対応 実施申請書（新規用）」「食物アレルギー個人調査票」「面談票」等をもとに、「食物アレルギー個人調査票」に対応内容を記録する。 <小学校入学時> ・ 受理した帳票をもとに「食物アレルギー対応委員会」で個別の対応内容を決定する。 ・ 決定事項を保護者に説明し、了承を得る。 ・ 他の児童への説明について保護者の了承を得る。 ・ 全教職員に決定事項を周知する。 ・ 全教職員が緊急時の対応マニュアルを確認する。

④在学中（進級）	
必要書類	「食物アレルギー等調査のお願い（在校生用）」【様式1-2】 「学校生活管理指導表」【様式2】 「食物アレルギー等対応 実施申請書（継続用）」【様式5-1】 「食物アレルギー個人調査票」【様式6】 「学校給食 食物アレルギー対応確認書」【様式10】
対応	・ 必要に応じて保護者との面談を行うなど、家庭との連絡を密にし、児童の健康状態や対応の変更等を確認し、配慮を継続する。 ・ 年度末までに1～5年生に対して「食物アレルギー等調査のお願い（在校生用）」を使用し、調査する。 ・ 年度末には経過を整理し、学校で「食物アレルギー個人調査票」に記録する。 ・ 各担当者は年度が変わるごとに次年度担当者に引継ぎを行う。 ・ 進級の際は、教職員による面談等により、保護者から対応や症状

	等の変更の有無を確認し、引き続き対応が必要な場合は、「食物アレルギー等対応 実施申請書(継続用)」の提出を依頼する。面談等の内容は、新学級担任に確実に引き継ぐ。 ・ 面談の結果、昨年度と変更がある場合には、新たに「学校生活管理指導表」「学校給食 食物アレルギー対応確認書」等の提出を依頼する。 ・ 「学校生活管理指導表」は、対応に変更がないと申し出があった場合も、改めて医療機関において内容を確認してもらうよう依頼する。 ・ 管理指導表を受け取る際には、一部コピーして保護者に渡し、原版を学校が預かる。
--	--

⑤転出時

必要書類	「食物アレルギー等調査のお願い(新規用)」【様式1-1】 「学校生活管理指導表」【様式2】 「食物アレルギー個人調査票」【様式6】 「学校給食 食物アレルギー対応確認書」【様式10】
対応	・ <u>市内で転出・転入があった場合も、新たに転入する学校で「食物アレルギー等調査のお願い(新規用)」を行う。</u> ・ 「学校生活管理指導表」「学校給食 食物アレルギー対応確認書」等を保護者に返却し、食物アレルギー対応が必要な場合は、転出先に届け出るよう伝える。 ・ 「学校生活管理指導表」は、対応に変更がないと申し出があった場合も、改めて医療機関において内容を確認してもらうよう依頼する。 ・ 管理指導表を受け取る際には、一部コピーして保護者に渡し、原版を学校が預かる。 ・ 「食物アレルギー個人調査票」を保護者の了承を得て、転出先に申し送る。 ・ 申し送りの際には保護者の了承を得ること。(個人情報の取扱いには十分配慮する。)

⑥進学時

必要書類	「食物アレルギー等調査のお願い(6年生用)」【様式1-3】 「学校生活管理指導表」【様式2】 「食物アレルギー等対応 実施申請書(6年生用)」【様式4-2】 「食物アレルギー個人調査票」【様式6】
------	--

	「学校給食 食物アレルギー対応確認書」【様式10】
対応	・ 12月を目途に、6年生に対して「食物アレルギー等調査のお願い（6年生用）」を配布し、必要に応じて「食物アレルギー等対応実施申請書（6年生用）」の記入を依頼する。<u>調査結果は、進学先の担当者と連絡を取り合い、1月中を目途に進学する中学校に申し送る。</u> ・ 6年生には「学校生活管理指導表」「学校給食 食物アレルギー対応確認書」等を保護者に返却し、食物アレルギー対応が必要な場合は、進学先に届け出るよう伝える。 ・ 「学校生活管理指導表」は、<u>対応に変更がないと申し出があった場合も、改めて医療機関において内容を確認してもらうよう依頼する。</u> ・ 管理指導表を受け取る際には、一部コピーして保護者に渡し、原版を学校が預かる。 ・ 6年生の「食物アレルギー個人調査票」を保護者の了承を得て、進学先に申し送る。 ・ 進学先の学校に対する確かな申し送りをする。その際には保護者の了承を得ること。（個人情報の取扱いには十分配慮する。）

- ・ 進学する際には、管理指導表を保護者へ返却するとともに、内容に変更がないかどうかを主治医に必ず確認するよう依頼する。変更がない場合、管理指導表をそのまま活用するが、「受診医療機関名」、「医師の氏名」、「受診年月日」を聴き取り、管理指導表に記録する。

「札幌市幼稚園・学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」

令和6年7月札幌市教育委員会一部抜粋

【中学校】

①小学校からの申し送り	
必要書類	「食物アレルギー等調査のお願い（6年生用）」【様式1-3】 「食物アレルギー等対応 実施申請書（6年生用）」【様式4-2】 「食物アレルギー個人調査票」【様式6】
対応	・ 小学校から引継ぎされた「食物アレルギー等調査のお願い（6年生用）」「食物アレルギー等対応 実施申請書（6年生用）」「食物アレルギー個人調査票」で、生徒の食物アレルギー既往歴や経過、小学校での学校給食の対応について確認する。

②入学受付～中学校入学時（4月）	
必要書類	「食物アレルギー等調査のお願い（新規用）」【様式1-1】 「学校生活管理指導表」【様式2】 「面談票」【様式3】 「食物アレルギー等対応 実施申請書（新規用）」【様式4-1】 「食物アレルギー個人調査票」【様式6】 「学校給食 食物アレルギー対応確認書」【様式10】
対応	<小学校からの引継ぎがある生徒の場合> - 届け出があった場合は、必要に応じて教職員による面談等（「面談票」）を行い、「学校生活管理指導表」「学校給食 食物アレルギー対応確認書」を受理する。 「学校生活管理指導表」「学校給食 食物アレルギー対応確認書」「食物アレルギー等対応 実施申請書（新規用）」「食物アレルギー個人調査票」「面談票」等をもとに、「食物アレルギー個人調査票」に対応内容を記録する。 <食物アレルギー調査を実施していない生徒の場合> - 転入生等に対して「食物アレルギー等調査のお願い（新規用）」を配布し、給食に特別な配慮が必要な生徒は、保護者から中学校に届け出るように伝える。 - 届け出があった場合は、必要に応じて教職員による面談等（「面談票」）を行い、「学校生活管理指導表」「学校給食 食物アレルギー対応確認書」「食物アレルギー等対応 実施申請書（新規用）」「食物アレルギー個人調査票」の提出を依頼する。 - 提出された書類と「面談票」等をもとに、「食物アレルギー個人調査票」に対応内容を記録する。 <中学校入学時（共通事項）> 「食物アレルギー個人調査票」をもとに「食物アレルギー対応委員会」で個別の対応内容を決定する。 - 決定事項を保護者に説明し、了承を得る。 - 他の生徒への説明について、保護者の了承を得る。 - 全教職員に決定事項を周知する。 - 全教職員が、緊急時の対応マニュアルを確認する。

③在学中(進級)	
必要書類	「食物アレルギー等調査のお願い(在校生用)」【様式1-2】 「学校生活管理指導表」【様式2】 「食物アレルギー等対応 実施申請書(継続用)」【様式5-1】 「食物アレルギー個人調査票」【様式6】 「学校給食 食物アレルギー対応確認書」【様式10】
対応	・ 家庭との連絡を密にし、生徒の健康状態や対応の変更等を確認し、配慮を継続する。 ・ 年度末には経過を整理し、「食物アレルギー個人調査票」に記録する。 ・ 次年度に向けて、年度末までに1、2年生に対して「食物アレルギー等調査のお願い(在校生用)」を行う。 ・ 各担当者は年度が変わるごとに次年度担当者に確実に引継ぎを行う。 ・ 教職員による面談等により、保護者から対応や症状等の変更の有無を確認し、引き続き対応が必要な場合は、「食物アレルギー等対応 実施申請書(継続用)」の提出を依頼する。 ・ 面談の結果、昨年度と変更がある場合には、新たに「学校生活管理指導表」「学校給食 食物アレルギー対応確認書」等の提出を依頼する。 ・ <u>「学校生活管理指導表」は、対応に変更がないと届け出があった場合も、改めて内容を医療機関において確認してもらうよう依頼する。</u> ・ 管理指導表を受け取る際には、一部コピーして保護者に渡し、原版を学校が預かる。 ・ 卒業時には、「学校生活管理指導表」「学校給食 食物アレルギー対応確認書」等を保護者に返却する。 ・ <u>市立の高等支援学校へ進学する生徒がいる場合は、高等支援学校からの連絡を受けて、保管していた「食物アレルギー個人調査票」を、高等支援学校に送付する。(「学校生活管理指導表」「学校給食 食物アレルギー対応確認書」は一度中学校から保護者へ返却後、必要に応じて高等支援学校へ提出する)</u>

④転出時	
必要書類	「食物アレルギー等調査のお願い(新規用)」【様式1-1】 「学校生活管理指導表」【様式2】 「食物アレルギー個人調査票」【様式6】 「学校給食 食物アレルギー対応確認書」【様式10】
対応	・ <u>市内で転出・転入があった場合も、新たに転入する学校で「食物アレルギー等調査のお願い(新規用)」を行う。</u> ・ 「学校生活管理指導表」「学校給食 食物アレルギー対応確認書」等を保護者に返却し、食物アレルギー対応が必要な場合は、転出先に届け出るよう伝える。 ・ <u>「学校生活管理指導表」は、対応に変更がないと届け出があった場合も、改めて内容を医療機関において確認してもらうよう依頼する。</u> ・ 管理指導表を受け取る際には、一部コピーして保護者に渡し、原版を学校が預かる。 ・ 「食物アレルギー個人調査票」を保護者の了承を得て、転出先に申し送る。 ・ 転出先の学校に対し的確な申し送りをする。その際には保護者の了承を得ること。(個人情報の取扱いには十分配慮する。)

【市立高等支援学校】

①入学決定後(2月～3月)	
必要書類	「食物アレルギー等調査のお願い(新規用)」(市立高等支援学校)【様式1-4】 「食物アレルギー等対応 実施申請書(新規用)」(市立高等支援学校)【様式4-3】
対応	・ 入学通知送付時等に、「食物アレルギー等調査のお願い(新規用)」(市立高等支援学校)と「食物アレルギー等対応 実施申請書(新規用)」(市立高等支援学校)を入学者に送付し、提出を依頼する。

②入学者説明会等(3月中)	
必要書類	「食物アレルギー等調査のお願い(新規用)」(市立高等支援学校)【様式1-4】 「学校生活管理指導表」【様式2】 「面談票」【様式3】 「食物アレルギー等対応 実施申請書(新規用)」(市立高等支援学校)【様式4-3】 「食物アレルギー個人調査票」【様式6】 「学校給食 食物アレルギー対応確認書」【様式10】

対応	・ 「食物アレルギー等調査のお願い(新規用)」(市立高等支援学校)と「食物アレルギー等対応 実施申請書(新規用)」(市立高等支援学校)を回収し、学校給食の対応について確認する。 ・ 食物アレルギーがある生徒がいた場合は、出身中学校に連絡し引継ぎを行い、中学校の給食が終わり次第、中学校で使用していた「食物アレルギー個人調査票」を高等支援学校に送るよう依頼する。 ・ 申し出があった場合は、教職員による面談等(「面談票」)を行う。 ・ 必要に応じて、保護者に対して「学校生活管理指導表」「学校給食 食物アレルギー対応確認書」等の提出を依頼する。なお、中学校で使用していた「学校生活管理指導表」「学校給食 食物アレルギー対応確認書」がある場合は、中学校から保護者へ返却後、直ちに高等支援学校へ提出するよう依頼する。
----	--

③給食開始まで(3月～4月)

必要書類	「学校生活管理指導表」【様式2】 「食物アレルギー等対応 実施申請書(新規用)」(市立高等支援学校)【様式4-3】 「食物アレルギー個人調査票」【様式6】 「学校給食 食物アレルギー対応確認書」【様式10】
対応	・ 必要に応じて「学校生活管理指導表」「学校給食 食物アレルギー対応確認書」を受理する。 ・ 「学校生活管理指導表」「食物アレルギー等対応 実施申請書(新規用)」(市立高等支援学校)等をもとに、必要に応じて「食物アレルギー個人調査票」に対応内容を記録する。

【食物アレルギーの寛解に伴う学校における対応解除】

食物アレルギーの寛解に伴って学校で行っていた対応が解除される場合は、下記のとおり保護者に対して書類の廃棄・返却等が必要となる場合がある。また、条件を満たす場合には、「食物アレルギー対応 解除申請書」の提出を保護者へ依頼する。

関連書類	「学校生活管理指導表」【様式2】 「食物アレルギー等対応 実施申請書(新規用)」【様式4-1】 「食物アレルギー等対応 実施申請書(6年生用)」【様式4-2】 「食物アレルギー等対応 実施申請書(新規用)」(市立高等支援学校)【様式4-3】 「食物アレルギー等対応 実施申請書(継続用)」【様式5-1】
------	---

	「食物アレルギー等対応 実施申請書(継続用)」(市立高等支援学校)【様式5-2】 「食物アレルギー個人調査票」【様式6】 「学校給食 食物アレルギー対応確認書」【様式10】 「食物アレルギー対応 解除申請書」【様式11】
書類の廃棄・返却について	「学校生活管理指導表」「学校給食 食物アレルギー対応確認書」…エピペン[®]の管理も含め、学校での配慮や管理が完全に不要になった場合、保護者へ返却する。 「食物アレルギー等対応 実施申請書」…実施申請書は給食費の確認の際にも必要となるため、学校で5年保管する。 「食物アレルギー個人調査票」…給食で使用しない食品も含め、すべての食物アレルギーがなくなった場合は、寛解した旨を記載し、市立学校に在校中は学校で保管。進学時は進学先に申し送り、市立学校卒業時に廃棄する。 「食物アレルギー対応 解除申請書」…進学先へ個人調査票とともに申し送り、市立学校卒業時に廃棄する。 ※詳細は「各種様式の保存期間」P70 参照
「食物アレルギー対応 解除申請書」の提出が必要となる対象	・ 学校給食における食物アレルギー対応を行うにあたって、学校で配慮や管理が必要であるとして「学校生活管理指導表」を提出して食物アレルギー対応を受けており、下記のいずれか一つ以上が当てはまる児童・生徒。(乳糖不耐症を含む) ☐ 「学校給食アレルギー対応依頼書」のやりとりがある。 ☐ 除去食・代替食の提供がある。 ☐ 牛乳・ごはん・パン・めん・副食停止をしている。 ☐ 弁当(又は代替食)持参(診断書を提出している乳糖不耐症の場合も含む) ※下記の場合は「食物アレルギー対応 解除申請書」の提出は不要 ・ 除去対応をしているが、「学校給食アレルギー対応依頼書」のやりとりをしていない。 ・ 給食に出ない食品で食物アレルギー症状が出る。
「食物アレルギー対応 解除申請書」の提出における確認事項	☐ 学校給食においては<u>いかなる条件でも食べられるようになり、学校給食での対応を完全に解除する。</u> ☐ 医師から、<u>学校給食における当該食品の除去対応の解除について診断が出ている。</u>

	☐ 家庭で、学校給食と同様(内容・量)のものを複数回(おかわりなど含む)食べ、問題ないことを確認している。 ☐ 解除になる対応内容について、該当児童生徒の「実施申請書」や「面談票」の留意事項などで確認している。 (鶏卵の場合は生食扱いとなるマヨネーズについても確認する) ☐ 解除になり、学校での配慮や管理が必要でなくなった場合、「学校生活管理指導表」(医師が記載するもの)を返却する。 なお、何らかの食物アレルギーが残っている場合は、その食物アレルギーについて、「学校生活管理指導表」及び「学校給食食物アレルギー対応確認書」(医師と確認した内容に基づき保護者が記載するもの)の書き換え又は再提出を依頼する。 ※学校給食では解除であっても、学校内でエピペン[®]や薬を使用する可能性がある場合は、「学校生活管理指導表」は保護者へ返却せず、学校で継続して保管する。 ☐ 食物アレルギー対応解除開始日(申請書回収時)に間違いがない。
対応の流れ・注意事項	<pre> graph TD A[食物アレルギー対応解除情報の入手 ・保護者からの申し出 ・食物アレルギー等調査 ・その他] --> B[聞き取り・書類を渡す] B --> C[書類回収 ・対応解除開始日の確認・申請書に記載 ※栄養教諭・栄養士に対応開始可能日を確認する ・コピーをとり「写」を保護者に返却] C --> D[解除開始] </pre> ・ 栄養教諭・栄養士以外の教職員が対応する場合は栄養教諭・栄養士との情報共有を忘れずに行うこと。 ・ 学校生活管理指導表の書き換え又は再提出を待たずに、解除申請書の提出と保護者への聞き取りが終わり次第、解除を行うことは可能であるが、必要に応じて書類の修正依頼は確実に行うこと。

第3章 学校給食での対応

1 対応にあたっての留意事項

- ・食物アレルギーのある児童生徒及びその保護者の、学校生活とりわけ学校給食に対する不安を解消するように配慮すること。
- ・食物アレルギーのある児童生徒に対応する際には、児童生徒の心に過大な重荷になったり、他の児童生徒からのいじめのきっかけになったりしないよう、個々の児童生徒や学級の実態を踏まえてきめ細かな配慮をすること。
- ・学級全体の児童生徒にわかりやすい説明をし、協力を得ること。
- ・保護者に対しては、「学校として対応できること」と「学校だけでは対応が困難なこと」について正確に伝え理解を得ること。
- ・保護者からは十分な理解や協力を得ることが必要であり、保護者とは常に連絡を取り合いながら、児童生徒が抱えている問題を共有し、十分に話し合いを重ね、適切に対応すること。その際、プライバシーの保護にも十分留意すること。
- ・保護者とは定期的に、あるいは必要に応じて、随時児童生徒の食物アレルギーの状態の経過を面談にて確認しあうこと。
- ・校内の関係教職員が密に連絡を取り合うとともに、適切に記録化すること。
- ・主治医や学校医等とは、密接に連携をとりながら適切に対応すること。

2 食物アレルギー対応内容決定までの流れ

①対応児童生徒一覧表作成	
必要書類	「食物アレルギー個人調査票」【様式6】 「食物アレルギー児童生徒対応一覧表」【様式7】
対応	・養護教諭(栄養教諭・栄養士)が「食物アレルギー児童生徒一覧表」を作成し、学校全体の食物アレルギー対応者の確認を行う。 ・「食物アレルギー対応委員会」で校長が決定した対応に基づき、関係者全員が個々の対応内容について確認する。 ・学級担任等は、対応の内容に応じて教室での指導事項や配慮する点を確認する。 ・養護教諭、栄養教諭・栄養士は、給食に関する対応の詳細を「食物アレルギー個人調査票」に記載する。 ・栄養教諭・栄養士等は、給食調理での対応内容を基に、調理作業工程を検討する。
給食調理での対応 ・代替食を提供する。 ・除去食を提供する。 給食調理以外での対応 ・弁当持参 →家庭から主食または副食の一部や、一食分全てを持参する。 ・牛乳、主食(ごはん・パン・めん)、副食の提供を停止 →それぞれに該当する金額を給食費から減額する。	

②保護者への通知	
対応	・ 申請書に基づき、学級担任が保護者に食物アレルギー対応委員会での決定内容の説明を行い、理解を得る。 ・ 栄養教諭・栄養士は、給食の内容（献立内容・使用食材等）や調理現場の説明（状況・設備・人員配置）をする。 ※ 給食での対応ができない場合は、理由や状況を丁寧に説明し、保護者の理解を得る。 ※ 原因食品除去によって不足する栄養素を家庭の食事で補うよう説明する。

③教職員共通理解	
対応	・ 職員会議等で資料を配布し、対象児童生徒や対応方法などを周知徹底して全ての教職員が対応できるようにする。 ・ 調理員・配膳員にも共通理解を図り、対応方法や手順、調理作業工程での危険箇所を確認する。 ※詳細は「食物アレルギー対応の役割分担（例）」P. 5、6 参照

3 給食実施における具体的な流れ

①詳細な献立表・学校給食アレルギー対応依頼書を配布	
担当者	校長、教頭、学級担任、養護教諭、栄養教諭・栄養士、給食担当教諭
対応	※加工食品は、使用原材料を添付する。 ※詳細は「使用食品のチェックと対応内容の決定」P.23 参照
②学校給食アレルギー対応依頼書により対応内容決定	
担当者	校長、教頭、学級担任、養護教諭、栄養教諭・栄養士、給食担当教諭
対応	※保護者が確認後学校に提出→決定
③決定した対応内容、注意事項の確認	
担当者	栄養教諭・栄養士、調理員
対応	※献立毎の対応内容、人数、数量、保管場所等の確認をする。 ・給食調理での対応内容を指示書に記載し、調理作業工程を検討 ・調理作業工程を考える際には、アレルギーの混入の恐れがある箇所をチェックし、調理作業工程表・作業導線図に記入 ・各作業の担当者を確認

④決定した内容に基づいた調理・検食	
担当者	校長、教頭、栄養教諭・栄養士、調理員、配膳員、検食者
対応	「食物アレルギー対応食チェック表」【様式9】で確認する。

⑤教室で対応するための注意事項の確認・配食	
担当者	学級担任、栄養教諭・栄養士（全教職員へ周知）
対応	栄養教諭・栄養士 ↔ 学級担任 ※誤食、混入がおこらないための方法を確認する。 ・対応の対象となる児童生徒の確認 ・対応内容、注意事項の確認 ・配食時の注意事項(配食容器の取扱い等)の確認 ・児童生徒に対する指導が必要な場合は、その内容について確認しておく。 →※担任不在時にも対応できるよう、全教職員に周知する。

⑥学級での指導	
担当者	学級担任、栄養教諭・栄養士（担任不在時は他の教職員）
対応	学級担任 ↔ 対象児童生徒、その他の児童生徒 ※学級の児童生徒全員がアレルギー疾患について理解できるよう指導し、誤食・混入等が起こらないよう配慮する。 学級内での指導(担任) 食物アレルギー児童生徒 その他の児童生徒 ・対応食が手元に届いていることを確認 ・アレルゲンとなる食品(料理)に触れない。 ・食物アレルギーは好き嫌いではないことを理解させる。 ・誤食により、生命に関わる場合があることを理解させる。 <準備～喫食> ・容器に添付されているラベル等で対応食と対象者を確認し、配食する。 (本人と担任が確認) ・アレルゲンとなる食品が付着している食具が、食器等に触れないよう注意する。

	・ アレルゲンとなる食品を含む献立を食べてしまうことがないように、また、他の児童生徒が食べるよう勧めたりすることのないよう指導を徹底する。 <後片付け> ・ 対象の児童生徒が食器、食具類を片付ける際にアレルゲンとなる食品が付着している食器や食具に触れることがないように配慮する。 ※給食当番時には当番内容を配慮する。
--	--

⑦確認・評価

担当者	学級担任、養護教諭、栄養教諭・栄養士、保護者（主治医）
対応	学級担任、養護教諭、栄養教諭・栄養士 ↔ 保護者(主治医) ※食物アレルギー対応食の実施後、児童・生徒の様子を確認する。 ※密に情報共有を行う。

⑧対応の見直し（進級時）

担当者	校長、教頭、学級担任、養護教諭、栄養教諭・栄養士
対応	・ 前回から見直し時期までの間にアレルゲンとなる食品の変化、症状の軽快または新たな症状の出現などがないかを確認する。 ・ 前回決定した対応内容を確認し、継続または変更を検討し、変更の場合はその内容を決める。 食物アレルギー対応委員会で検討、決定する。

⑨対応に変更がある場合

担当者	校長、教頭、学級担任、養護教諭、栄養教諭・栄養士
対応	・ 日頃から保護者との連携を密にし、児童生徒の健康状態を把握してより良い対応ができるようお互いに情報交換を十分に行い、共通理解のもと連携して取り組むようにする。 ●学校の基本対応に変更が生じた場合 保護者に決定内容を知らせるとともに、今後の対応について納得が得られるように説明を行う。 ●日々の献立内容や使用食材等に変更が生じた場合 食物アレルギー対応について変更が生じた場合は、栄養教諭・栄養士が速やかに保護者に連絡する。 ●医師からの指示内容に変更が生じた場合

	受診により給食対応内容に変更が生じた場合は、保護者より速やかに学校へ連絡してもらうようにする。
--	---

4 使用食品のチェックと対応内容の決定

毎月発行する「給食だより」の他に、食物アレルギー対応が必要な児童生徒には使用食品が詳細に記載されている献立表等を渡します。記載漏れ等を防止するためには、全ての食品がもれなく記載されている献立表を活用し、家庭で使用食品のチェックができるようにします。なお、加工食品については使用食品や配合割合などが記載された内訳表等を配布します。

○全児童生徒に配布する給食だよりの献立表（例）

月	火	水	木	金
23 ごはん 豆腐のトロトロ煮 ししゃものから揚げ 巨峰	24 ごはん 味噌汁 とり天(天つゆ) 磯和え	25 コッペパン かぼちゃのポタージュ メンチカツ バナナ	26 豚ミックス丼 きゅうりのからし漬け みかん(冷凍)	27 冷麦 ごまポテト パイン缶詰
30 ごはん スンドゥブチゲ 揚げポークシュウマイ 切り干し大根のナムル	1 五目ごはん すまし汁 ぶりの南部揚げ	2 横割バンズ あさりのチャウダー 揚げハンバーグ (ケチャップソース) りんご	3 豆とひき肉のカレー かぼちゃサラダ	4 しょうゆラーメン シナモンポテト りんご

○食物アレルギー対応が必要な児童生徒に配布する詳細な献立表

組合せ献立 小学校(中) 親ブロック		令和 6 年度 9 月分 献立表詳細		〇〇小学校	
9月30日(月)	10月1日(火)	10月2日(水)	10月3日(木)	10月4日(金)	
献立名	献立名	献立名	献立名	献立名	献立名
ごはん スンドゥブチゲ 揚げポークシュウマイ(2個) 切り干し大根のナムル	五目ごはん すまし汁(つと) ★ぶりの南部揚げ	横割バンズ あさりのチャウダー 揚げハンバーグ(40g)市 りんご ケチャップソース	豆とひき肉のカレー 牛乳 かぼちゃサラダ	しょうゆラーメン 牛乳 シナモンポテト りんご	
材料名及び分量	材料名及び分量	材料名及び分量	材料名及び分量	材料名及び分量	材料名及び分量
米(給食調理) 80	米(はいが精米) 55	横割バンズ 50	米(給食調理) 80	ソフトラーメン 100	
牛乳 206	おむぎ(米穀類) 5	おむぎ(米穀類) 5	豚肉もも(生)市 25	豚肉もも(生)市 15	
豆腐(木綿)市 60	鶏肉もも(生)市 5	あさり(冷凍)市 15	たまねぎ(生)市 80	メンマ(塩蔵、塩抜き)市 7	
豚肉もも(生)市 10	鶏肉もも(生)市 5	白ワイン市 1	にんじん(生)市 30	しょうが(生)市 0.5	
清酒 市 0.4	油揚げ市 5	ベーコン(バラ)市 3	しょうが(生)市 0.3	しょうが(生)市 0.2	
しょうが(生)市 0.4	しらたき市 5	じゃがいも(生)市 40	にんじん(生)市 0.3	醤油(濃口)市 0.3	
にんじん(生)市 0.4	ごぼう(生)市 5	たまねぎ(生)市 55	いんげんまめ(ゆで) 15	清酒 市 1	
トウモロコシ市 0.3	ごぼう(生)市 5	にんじん(生)市 20	パセリ 乾 0.5	つと 市 5	
油(サラダ)市 0.25	たけのこ(水煮)市 5	パセリ 乾 0.7	レーズン市 1.5	たまねぎ(生)市 10	
醤油(濃口)市 3	ひじき(干し)市 0.3	小麦粉(薄力粉・1等)市 4	油(サラダ)市 0.3	にんじん(生)市 7	
食塩 市 0.48	干しいたけ(乾)市 0.7	バター 市 2	小麦粉(薄力粉・1等)市 1.5	長ねぎ(生)市 10	
清酒 市 0.8	グリーンピース(冷凍)市 3	油(サラダ)市 1.5	カレー粉 0.6	ほうれんそう(冷凍)市 10	
赤みそ 市 2	油(サラダ)市 0.5	牛乳(調理用) 27	ウスターソース市 4	きゅうり(生)市 4	
ごま油 市 0.3	醤油(濃口)市 5	豆乳 市 7	中濃ソース市 3	醤油市(計費用)1/3 14	
あさり(冷凍)市 4	きび砂糖 市 2	スチームミルク市 3	ケチャップ 市 3	みりん(計費用)1/3 0.9	
清酒 市 0.5	チーズ(シュレッド)市 1	チーズ(シュレッド)市 0.5	醤油(濃口)市 1	食塩市(計費用)1/3 0.18	
にんじん(生)市 8	みりん風調味料市 10	白ワイン市 0.5	赤ワイン市 0.25	薬味市(計費用)1/3 0.04	
たまねぎ(生)市 5	水(飲料水) 10	食塩 市 0.03	食塩 市 0.01	鳥がら(スープ用)市 10	
えのきたけ(生)市 5	牛乳 206	鶏がらスープ(濃縮)市 7	オリーブオイル市 0.02	昆布(だし用)市 0.5	
鳥がら(スープ用)市 10	水(飲料水) 4	水(飲料水) 66	ナツメグ 市 0.03	玉ねぎ(スープ用)市 2.5	
昆布(だし用)市 0.5	そうめん(乾) 4			にんじん(スープ用)市 2.5	

5 学級における対応

<共通事項>

- ・職員会議等で資料等を配布し、対象児童生徒や対応方法などを周知徹底して、全ての教職員が対応できるようにする。
- ・食物アレルギーを持つ児童生徒を教職員が理解し、学級の児童生徒にも理解させ、本人が精神的な負担を感じることがないように配慮する。(食べることを強要したり勧めたりしないように指導する。)
- ・「学校給食アレルギー対応依頼書」等の写しを保護者と関係する教職員が持ち、情報を共有する。また、共有した内容について、保護者に児童生徒と毎日「学校給食アレルギー対応依頼書」等で確認するようお願いする。
- ・学級の朝会等で、学級担任等と該当児童生徒が当日の対応内容を「学校給食アレルギー対応依頼書」等で確認する。
- ・予定献立の変更があった場合の食品の変更にも注意する。
- ・学級担任が給食時間に急用で教室を離れる場合は、他の教職員に連絡し、代わりにつくようにする。その際、必ず「学校給食アレルギー対応依頼書」等で対応内容を確認する。
- ・給食当番を行う際には、アレルゲンに触れることがないように、学級担任等が配慮する。
- ・食物アレルギー原因食品が該当児童生徒の食器に付着しないよう配慮する。
- ・誤飲、誤食があった場合は「食物アレルギー事故発生時の緊急時対応」(P29～35)に沿って対応を行う。なお、対応後は「食物アレルギーに係る学校給食事故等報告書」により、学校給食課へ報告する。

(1) 除去食・代替食を提供する場合

- ・学級担任等は除去食の専用容器(ポット)等の名札を確認してから直接該当児童生徒に渡す。
- ・該当児童生徒に間違いなく除去食・代替食が配膳されるようチェックを行う。
- ・アレルゲンの混入を防ぐため、専用容器(ポット)等のふたを開けるのは「いただきます」の後にする。

(1)の対象献立及び具体的な対応は、
別途通知している「除去食・代替食の対象献立一覧表」を参照

(2) 自己除去や完全除去をする場合

- ・保護者が詳細な献立表等に注意し、本人に取り除く食品をよく理解させておくよう協力を求める。
- ・学級担任等が除去するアレルゲンを正しく理解しておく。
- ・子どもの発達段階により、教職員の指導の下で確実に除去できるようにする。特に低学年では自己管理能力が不十分であるため、必要に応じて学級担任等が補助をする。
- ・食物アレルギーを持つ児童生徒が自分で取り除いて食べられるよう、学級の児童生徒

も正しく理解するように指導する。

- ・誤って食べてしまった場合の対処方法を確認しておく。
- ・配食時に除去する場合は、給食当番や学級の児童生徒の協力を得る。

(3) 代替食（弁当）を持参する場合

- ・保護者と打合せをした内容について、本人に理解させておく。
- ・詳細な献立表、「学校給食アレルギー対応依頼書」等で保護者が確認し、給食が食べられる日と弁当持参の日を事前に決めておく。
- ・衛生面や安全面を考えた適正な保管場所・方法を決め、給食開始まで保管する。
- ・電子レンジを用いた弁当の温めは、アレルゲンの混入を防ぐため、原則行わないこととする。
- ・持参した弁当が揃っているかを確認してから食べ始める。
- ・誤配防止のため、弁当を持参する料理等については、空の食器を配っておく等の工夫をする。
- ・保護者に、食物アレルギー原因食品と同等の栄養価の確保ができる食品選択と献立を考えてもらう。（食中毒防止の観点から、汁気の多いものを入れない・保冷バッグに保冷剤を入れてもらうなどの工夫をお願いする。）

資料1

誤食・誤配防止のための工夫例

※各学校の個人情報取扱規程に沿った対応を行う。

対策1	全教職員で食物アレルギーのある児童生徒の情報を共有 全教職員が危機意識を持ち、対応内容等を共通理解する体制が重要
誤配、誤食防止のための工夫例	・ アレルギー児童生徒一覧は、<u>校務用パソコン重要性1のフォルダに保存し</u>、教職員が必要に応じて見ることができるようにする。 ・ <u>依頼書のコピー</u>を「保護者」と「教頭」「担任」「養護教諭」「栄養教諭・栄養士」等関係職員が持ち、情報を共有する。 ・ <u>依頼書、詳細な献立表等の書類を所定の場所</u>において、教職員がいつでも確認できるようにする。 ・ 職員会議、各種会議、アレルギー研修会等の機会をとらえ、教頭や養護教諭、栄養教諭・栄養士が<u>食物アレルギー対応についての説明や研修を行い</u>、全教職員が十分に理解するような体制をとる。 ・ 食物アレルギー対応について、調査、面談、書類作成、研修等の<u>役割分担を明確にし</u>、全教職員で確認する。 ・ 保護者との連携を密にし、<u>子どもの状況に変化があった場合は養護教諭や栄養教諭・栄養士等が職員会議等で全教職員に説明し、対応内容を再確認する。</u>

対策2	給食提供までの確認体制の強化 除去食等の確認を、担任だけでなく複数の教職員等で実施する体制が重要
誤配、誤食防止のための工夫例	<事前> ・ 保護者に、子どもと家庭でも毎日依頼書で対応内容を確認するよう、依頼する。 ・ 子どもと保護者の同意を得たうえで、<u>他の児童生徒にも除去食について説明</u>を行い、給食当番が配食する際に誤配がないようにする。 <当日> ・ <u>依頼書等</u>を職員室の黒板に掲示し、全教職員がアレルギー対応のある児童生徒の氏名と対応内容を確認する。 ・ 学級の朝の会等で、<u>依頼書や詳細な献立表</u>を使いアレルギー対応食について本人と担任が確認する。 ・ 補欠に入る時の指導内容（メモ）に「<u>給食・アレルギー対応</u>」欄をつくり、アレルギー対応が必要な児童生徒の有無や対応内容を記入する。 <給食時> ・ 配膳時に担任が急用で教室を離れる場合は、<u>他の教職員がつくようにする</u>。その際、必ず依頼書で対応内容を確認する。 ・ 除去食対応の給食は、担任が<u>依頼書で対応内容を確認</u>し、除去食の専用容器（ポット）等の<u>名札で氏名を確認</u>してから該当児童生徒に直接渡すようにする。 ・ アレルゲンの混入を防ぐため、除去食の専用容器（ポット）等のふたを開けるのは「<u>いただきます</u>」のあいさつの直後に行う。 ・ <u>担任以外の教職員が、分担して教室を回り</u>、対応が必要な児童生徒に除去食・代替食が届いているか等を確認する。

資料2

実際に発生した食物アレルギー事故事例

※各学校の個人情報取扱規程に沿った対応を行う。

<ケース1> 家庭から持参した代替食の存在を忘れ、通常食を食べ、発症

症状の有無	のどのいがいが、みぞおちあたりの痛み、嘔吐
対応	内服薬の服用、保護者・教頭と共にかかりつけ病院を受診 (エピペン [®] は用意していたが、学校で管理していた症状チェックシートや保護者との相談の上、使用はしなかった。)
今後の事故防止策	・ 代替食持参のチェックを朝、担任と職員室で行う。 ・ 給食準備中に、担任と担任外等で学年ごとに手分けをし、職員間で

	その日の食物アレルギー対応を確認。 ・担任は喫食前にアレルギーチェックを行う。 ・「学校給食アレルギー対応依頼書」を各学級誰もが見られる場所に掲示し、何が食べられないかを確認できる状況にする。
--	--

<ケース2>アレルギー対応の変更が学校全体に周知されておらず、誤食し発症

症状の有無	嘔吐
対応	保健室で休養・経過観察
今後の 事故防止策	・アレルギー疾患のある児童を全職員が把握し、配慮や管理を必要とする場合は誰もが対応できるように周知する。 ・食物アレルギー対応の変更等があった場合、確実に全職員へ伝わるよう、情報共有・連絡を徹底する。 ・低学年は、自己除去の管理が難しいと考えられるため、保護者と依頼書のやりとりについて、相談する。 ・養護教諭が作成しているリストと栄養教諭が作成しているリストを合体し、どちらが情報を受けても追記できるようにする。

<ケース3>アレルギーだが症状が出ないので食べていたところ、発症

症状の有無	ぜん息症状 息苦しさ 全身じんましん 顔の腫れ・赤み
対応	<u>救急搬送</u> （エピペン [®] 未使用）
今後の 事故防止策	・保護者、主治医への当該児童の状況の確認とともに、今後の喫食内容について見直しを図る。 ・全校のエピペン[®]処方児童の把握と周知の徹底（保管場所となっているランドセルの場所等の確認）

6 具体的な除去食の対応

(1) 調理方法の原則

除去食の調理は、対象となるアレルギー食材を加える前の調理段階において、一般児童生徒の給食から、除去食相当分の給食を取り除く方法（この場合、調理上アレルギー食材以外の食材も入らないことがある。）により実施する。その際、中心温度等衛生管理を十分に確認する。

(2) 調理について

- ・食物アレルギーを持つ児童生徒が欠席の時は学級担任が栄養教諭・栄養士に知らせ、その場合は作らない。
- ・除去食、代替食については調理員との打合せを十分に行う。
- ・調理室において、除去すべき原因食品が混入しないように注意して調理する。
- ・できあがり品について、栄養教諭・栄養士が確認する。
- ・除去食を取り分けるまでは細心の注意を払い、万一混入や取り忘れ等が起こった場合には、提供を中止する。この場合、学級担任、対象の児童生徒に説明し、保護者にも連絡して理解を得られるようにする。

(3) 給食の配膳、配送について

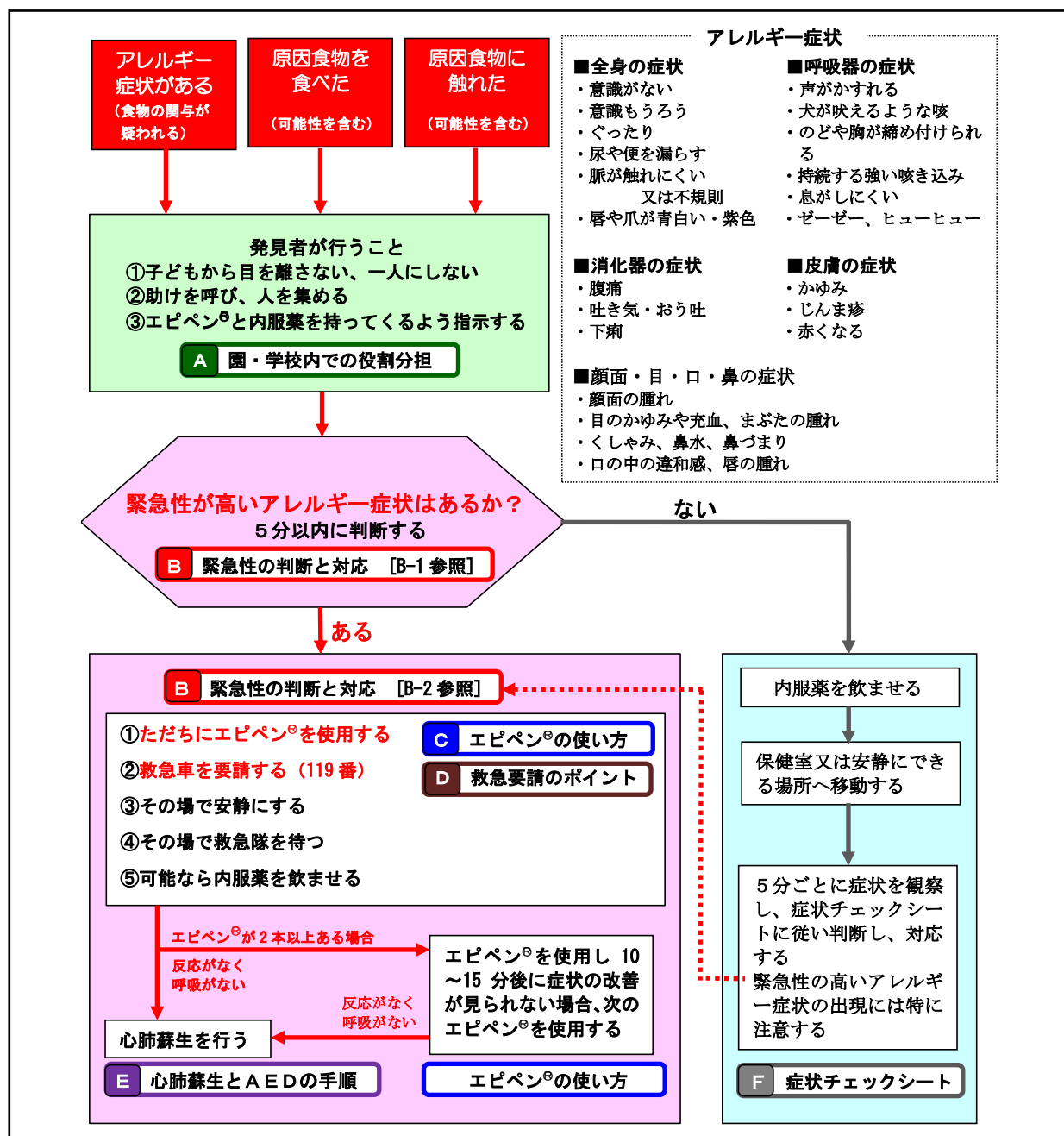
- ・調理後の除去食は、容器に入れて配膳し、教室で他の児童生徒と同じ食器に盛りつける。
- ・配送や配膳の際には、「食物アレルギー対応食チェック表」をもとに誤配がないように注意する。
- ・配膳時には名札または食札等を利用して、食物アレルギーを持つ児童生徒の氏名を記入することにより、他の児童生徒の給食との混在を防止する。
- ・同じクラスに食物アレルギーを持つ児童生徒が複数いる場合には、「食物アレルギー対応食チェック表」の氏名と名札または食札等の氏名の照合など、特に注意する。

第4章 食物アレルギー事故発生時の緊急時対応

アレルギー疾患の緊急時に適切な対応をするためには、日頃からの準備と緊急時に適切に行動できるようにするための訓練が必要です。日頃からの準備は、食物アレルギー対応委員会の中で行います。緊急時に適切な行動ができるようにするため、緊急時対応マニュアルの整備をすること、緊急時にしなくてはいけないことを予め整理をし、役割分担ができるように全教職員が理解すること、行動ができるように定期的に訓練することが必要です。

<対応の手順>

札幌市立幼稚園・学校におけるアレルギー疾患対応マニュアルより抜粋



A

園・学校内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し、事前にシミュレーションを行う

発見者「子どもの異常に気付く」

- ☐ 子どもから離れず観察、声がけをする
- ☐ 助けを呼び、人を集める
 - () 大声又は、他の子どもに呼びに行かせる
 - () 内線電話や携帯電話に応援を要請する
(救急車及びエピペン[®]・AEDの準備を含む)

【発見者が子どもである場合に備えて】
子どもに対し、8ページの「アレルギー症状」を理解させるとともに、アレルギーと思われる症状から体調に異常のある友人に気付いた場合には、周囲の教職員に知らせることを日頃から指導しておく

発見者以外に誰もいない場合

発見者

- ☐ 救急車を要請 (119 番通報)
- ☐ エピペン[®]の使用又は介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

発見者以外に複数の教職員が対応する場合

発見者「観察」

- ☐ 教職員 A・B に「準備」「連絡」を依頼
- ☐ 管理者が到着するまでリーダー代行となる
- ☐ エピペン[®]の使用又は介助
- ☐ 薬の内服介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

管理・監督者
(園長・校長など)

- ☐ 現場に到着次第、リーダーとなる
- ☐ それぞれの役割の確認及び指示
 - () 119 番通報
 - () エピペン[®]の準備
 - () AEDの準備
 - () 内服薬の準備
 - () 保護者への連絡
 - () さらに人を集める
(校内放送など)
 - () 記録
- ☐ エピペン[®]の使用又は介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

教職員 A「連絡」

- ☐ 救急車を要請する (119 番通報)
- ☐ 管理者を呼ぶ
- ☐ 保護者への連絡
- ☐ さらに人を集める
(校内放送など)

※エピペン[®]・AED・内服薬等の準備や使用については、学校ごとに教職員の役割を分担しておく

教職員 B (養護教諭など)
「準備」

- ☐ 「札幌市立幼稚園・学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」を持ってくる
- ☐ (提出されている場合)「管理指導表」を持ってくる
- ☐ エピペン[®]の準備
- ☐ AEDの準備
- ☐ 内服薬の準備
- ☐ エピペン[®]の使用又は介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

教職員 C「記録」

- ☐ 観察を開始した時刻を記録
- ☐ エピペン[®]を使用した時刻を記録
- ☐ 内服薬を飲んだ時刻を記録
- ☐ 5 分ごとに症状を記録

教職員 D～F
「その他」

- ☐ 他の子どもへの対応
- ☐ 救急車の誘導

【教育委員会へ報告】

- ・「アナフィラキシーのような重篤な症状の発生」又は「エピペン[®]を注射した場合」、「救急搬送した場合」
→ 教育推進課保健係 (Tel.211-3841)
- ・「給食由来のアナフィラキシー発症(誤食を含む)」
→ 学校給食課栄養指導担当 (Tel.211-3713)

B

緊急性の判断と対応

- ◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！
- ◆迷ったらエピペン®を打つ！ただちに119番通報する！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便をもらす
- ☐ 脈が触れにくい又は不規則
- ☐ 唇や爪が青白い・紫色

【呼吸器の症状】

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- ☐ 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

一つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

①ただちにエピペン®を使用する！

⇒ **C** エピペン®の使い方

②救急車を要請する（119番通報）

⇒ **D** 救急要請のポイント

③その場で安静にする（下記の体位を参照）

- ・声がけをしながら観察する
- ・立たせたり、歩かせたりしない！ 背負ったりしない！
(やむを得ず移動する場合は担架を使用する)

④その場で救急隊を待つ

⑤可能なら内服薬を飲ませる

- ◆エピペン®を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する（2本以上ある場合）

- ◆反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う

⇒ **E** 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室又は安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

《安静を保つ体位》

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく、仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

C エピペン[®]の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け、
エピペン[®]を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け。利き手で持つ
“グー”で握る！

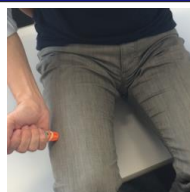
← オレンジ色のニードルカバー

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン[®]の先端
(オレンジ色の部分)を軽く当て、
“カチッ”と音がするまで本体を
強く押し当てそのまま五つ数える
注射した後すぐに抜かない！
押し付けたまま五つ数える！

⑤ 確認する



エピペン[®]を太ももから離し、オ
レンジ色のニードルカバーが伸び
ているか確認する

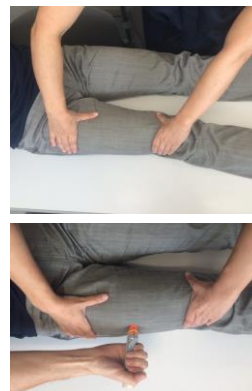
伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、
マッサージする

介助者がいる場合



介助者は、子どもの太ももの
付け根と膝をしっかり抑え、
動かないように固定する

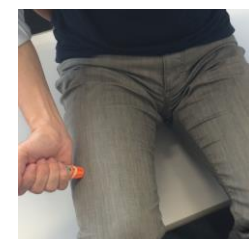
注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中よりやや外側に注射する

仰向けの場合



座位の場合



D 救急要請（119番通報）のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



119番、消防です
火事ですか？
救急ですか？

①救急であることを伝える

救急です。



住所はどこ
ですか？

〇区〇条〇丁目
〇〇〇園・学校
です。



②救急車に来てほしい住所を伝える

住所、園・学校名をあらかじめ記載しておく



どうし
ましたか？

8歳の児童が
給食を食べたあと、
呼吸が苦しいと
言っています。



③「いつ、だれが、どうして、現在 どのような状態なのか」をわかる 範囲で伝える

エピペン[®]の処方やエピペン[®]の使用の有無を
伝える



あなたの名前と連絡先を
教えてください。

私の名前は
〇×□です。
電話番号は…



④通報している人の氏名と連絡先を 伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

- 向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくる場合があります。
 - ・ 通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておきます。
 - ・ 救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞きながら対応します。
- 園・学校の玄関に救急車の誘導係を配置します。
- 救急隊に渡すため、「管理指導表」等を準備します。

E

心肺蘇生とAEDの手順

- ◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！
- ◆救急隊に引き継ぐまで、又は子どもに普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

【胸骨圧迫のポイント】



- ◎強く（胸の厚さの約1/3）
- ◎速く（少なくとも100回/分）
- ◎絶え間なく（中断を最小限にする）
- ◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

【人工呼吸のポイント】

- 息を吹きこむ際
- ◎約1秒かけて
- ◎胸の上がりが見える程度

【AED装着のポイント】

- ◎電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
- ◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等で拭き取る
- ◎成人用と小児用の二種類の電極パッドが入っている機種や、成人用モードと小児用モードの切り替えのある機種があるが、小学生以上には、成人用の電極パッド（成人用モード）を使用する
- ◎「ショックは不要です」などの音声メッセージが流れた場合は、直ちに胸骨圧迫を再開する

【心電図解析のポイント】

- ◎心電図解析中は、子どもに触れないように周囲に声をかける



【ショックのポイント】

- ◎誰も子どもに触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す

①反応の確認

肩を叩いて大声で呼びかける
乳幼児では足の裏を叩いて呼びかける

反応がない

②通報

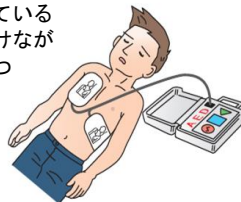
119番通報とAEDの手配を頼む

③呼吸の確認

10秒以内で胸とお腹の動きを見る

普段通りの呼吸をしていない

※普段通りの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ



④必ず胸骨圧迫！可能なら人工呼吸！

※胸骨圧迫30回の後に、人工呼吸を2回行う
ただちに胸骨圧迫を開始する
人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う

⑤AEDのメッセージに従う

電源ボタンを押す
パッドを貼り、AEDの自動解析に従う

（AEDの機種によっては、操作方法が異なる場合がある）

F

症状チェックシート

- ◆ 症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する
- ◆ の症状が一つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する
(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻 (時 分) 内服した時刻 (時 分) エピペン®を使用した時刻 (時 分)

全身の症状	☐ ぐったり ☐ 意識もうろう ☐ 尿や便をもらす ☐ 脈が触れにくい又は不規則 ☐ 唇や爪が青白い・紫色		
呼吸器の症状	☐ のどや胸が締め付けられる ☐ 声がかすれる ☐ 犬が吠えるような咳 ☐ 息がしにくい ☐ 持続する強い咳き込み ☐ ゼーゼーする呼吸	☐ 数回の軽い咳	
消化器の症状	☐ 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み ☐ 繰り返し吐き続ける	☐ 中等度のお腹の痛み ☐ 1~2回のおう吐 ☐ 1~2回の下痢	☐ 軽いお腹の痛み(がまんできる) ☐ 吐き気
目・口・鼻・顔面の症状	上記の症状が一つでもあてはまる場合	☐ 顔全体の腫れ ☐ まぶたの腫れ	☐ 目のかゆみ、充血 ☐ 口の中の違和感、唇の腫れ ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の症状		☐ 強いかゆみ ☐ 全身に広がるじんま疹 ☐ 全身が真っ赤	☐ 軽度のかゆみ ☐ 数個のじんま疹 ☐ 部分的な赤み
		一つでもあてはまる場合	一つでもあてはまる場合

- ① **ただちにエピペン®を使用する!**
- ② **救急車を要請する(119番通報)**
- ③ **その場で安静を保つ**
 - ・声がけをしながら観察する
 - ・立たせたり、歩かせたりしない!
 - ・背負ったりしない!
 - (やむを得ず移動する場合は担架を使用する)
- ④ **その場で救急隊を待つ**
- ⑤ **可能なら内服薬を飲ませる**

B 緊急性の判断と対応 [B-2 参照]

**ただちに救急車で
医療機関へ搬送**

- ① **内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する**
(症状が明らかに進行性であり、エピペン®を携行していない場合は救急車を要請する)
- ② **速やかに医療機関を受診する**(救急車を要請も考慮)
- ③ **医療機関に到着するまで5分ごとに症状の変化を観察し、 の症状が一つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する**

**速やかに
医療機関を受診**

- ① **内服薬を飲ませる**
- ② **少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する**

**安静にし、
注意深く経過観察**

第5章 食物アレルギーに関する研修について

全教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーの正しい知識をもち、エピペン[®]を正しく扱えるように実践的な研修を定期的実施します。

校内にエピペン[®]を所持している児童生徒の有無にかかわらず、アレルギー疾患に対する理解を深め、緊急時に適切に対応できるよう備えることが重要です。

校内研修では、個別の取組プランや管理指導表、マニュアル、国のガイドラインなどを活用して、教職員全員で共通理解を深めます。

(1) 研修内容(例:食物アレルギー)

① 食物アレルギーの知識と理解

- 食物アレルギーについて … 定義・頻度・原因・症状・治療
- アナフィラキシーについて … 定義・頻度・原因・症状・治療

② 園・学校内及び関係機関との連携

- 該当する子どもの情報収集及び家庭・医療機関との連携について
- 管理指導表や個別の取組プランについて

③ 園・学校生活における留意点について

- 該当する子どもの対応について
 - ・該当する子どもの症状や原因物質
 - ・給食などの食事について
 - ・給食以外の対応について
- 周囲の子どもの対応について

④ 緊急時の対応

- 対応の仕方
 - ・主な症状
 - ・教職員の役割分担
 - ・緊急時のシミュレーション
(救急車要請、エピペン[®]準備、AED 準備、救急処置、教職員の動きなど)
 - ・エピペン[®]の実技研修
(使用に関する法的解釈、使用のタイミング、使用手順、保持者と保管場所の確認)

(2) 研修時期

- 年度初め(学校給食を実施している場合は給食開始まで)には必ず教職員全員の共通理解を図ります。
- 校外行事や宿泊を伴う行事の前など必要に応じて研修を行います。
- 子どもの状態が変わった時やヒヤリハット事例があった時は、必ず報告し、教職員全体で共通理解を図ります。

「札幌市立幼稚園・学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」令和6年7月改訂
札幌市教育委員会 一部抜粋

各種様式・参考資料

- 様式1 食物アレルギー等調査のお願い・食物アレルギー等調査用紙（提出用）
（1-1 新規用、1-2 在校生用、1-3 6年生用、
1-4 新規用（市立高等支援学校用）、1-5 在校生用（市立高等支援学校用））
- 様式2 学校生活管理指導表（表面・裏面）
- 様式3 面談票（食物アレルギー）
- 様式4 食物アレルギー等対応 実施申請書
（4-1 新規用、4-2 6年生用、4-3 新規用（市立高等支援学校用））
- 様式5 食物アレルギー等対応 実施申請書
（5-1 継続用、5-2 継続用（市立高等支援学校用））
- 様式6 食物アレルギー個人調査票（表面・裏面）
- 様式7 食物アレルギー対応児童生徒一覧表（例）
- 様式8 学校給食アレルギー対応依頼書
- 様式9 食物アレルギー対応食チェック表
（9-1 親・単独校用（直営）、9-2 親・単独校用（委託）、
9-3 子学校用（直営）、9-4 子学校用（委託））
- 様式10 学校給食 食物アレルギー対応確認書
- 様式11 食物アレルギー等対応 解除申請書
（11-1 小中学校用、11-2 市立高等支援学校用）
- 資料1 学校給食におけるアレルギー対応に関する書類の提出
- 資料2 各種様式の保存期間
- 資料3 学校給食における食物アレルギー対応の手引き検討会議設置要綱
- 資料4 学校給食における食物アレルギー対応の手引き検討会議 名簿

様式 1-1 新規用

令和 年 月 日

保護者各位

札幌市立 小中学校
校長

食物アレルギー等調査のお願い

保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

このたび、特定の食品でアレルギー症状を起こす児童生徒の状況等について事前に把握したいと考えています。

つきましては、裏面の食物アレルギー等調査用紙に必要事項をご記入の上、ご提出ください。（毎年全員に提出していただく調査です。）

食物アレルギーのあるお子さんにつきましては、面談でお話を伺います。

記入例

食物アレルギー等調査用紙（提出用）

〇年 〇組 〇番 (ふりがな) 児童生徒氏名 〇〇 〇〇 保護者氏名 〇〇 〇〇

1と2(必要に応じて3)についてご記入ください。

1 食物アレルギーがありますか？(学校給食に出ない食品についてもお答えください。)

(☒)ある ()ない

2 医師により乳糖不耐症と診断され、牛乳を飲むことを止められていますか？

() 止められている (☒) 止められていない

3 1で「ある」と答えた方は、食物アレルギーの原因となる食品名と症状等をお書きください。(学校給食に出ない食品についてもお記入ください。)

食品名	症状等	加熱したら 食べられるか	医療機関での 検査・診断
鶏卵	生で食べたときに湿疹が出る。	☒ 可 不可	有(☒ 6歳) 無
いくら・ たらこ	じんましん、喉がイガイガする。 ししゃもの卵は食べられる。	☒ 可 不可	有()歳 ☒ 無
えび	じんましん、顔が赤くなる。 えびが混ざっているおかずは、えびを取り 除いても食べられない。	☒ 可 ☒ 不可	有()歳 無
牛乳	飲んだことがないからわからない。	可 ☒ 不可	有(☒ 4歳) 無
りんご	喉や目がかゆくなる。	☒ 可 ☒ 不可	有()歳 ☒ 無

様式 Ⅰ-Ⅰ 新規用

食物アレルギー等調査用紙(提出用)

年 組 番 ^(ふりがな) 児童生徒氏名 保護者氏名

①と②(必要に応じて③)についてご記入ください。

① 食物アレルギーがありますか？(学校給食に出ない食品についてもお答えください。)

() 有 () ない

② 医師により乳糖不耐症と診断され、牛乳を飲むことを止められていますか？

() 止められている () 止められていない

③ ①で「ある」と答えた方は、食物アレルギーの原因となる食品名と症状等をお書きください。(学校給食に出ない食品についてのご記入ください。)

食品名	症状等	加熱したら 食べられるか	医療機関での 検査・診断
		可 不可	有(歳) 無
		可 不可	有(歳) 無
		可 不可	有(歳) 無
		可 不可	有(歳) 無
		可 不可	有(歳) 無
		可 不可	有(歳) 無
		可 不可	有(歳) 無
		可 不可	有(歳) 無

※食物アレルギーの有無にかかわらず、全員提出してください。

様式 1-2 在校生用

令和 年 月 日

保護者各位

札幌市立 小中学校
校長

食物アレルギー等調査のお願い

保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
このたび、次年度に向けて、特定の食品でアレルギー症状を起こす児童生徒の状況等について把握したいと考えています。

つきましては、裏面の食物アレルギー等調査用紙に必要事項をご記入の上、
月 日()までに必ずご提出ください。(毎年全員に提出していただく調査です。)

食物アレルギーのあるお子さんにつきましては、お話を伺う場合があります。

記入例

食物アレルギー等調査用紙(提出用)

○年 ○組 ○番 ^(ふりがな) 児童生徒氏名 ○○ ○○ 保護者氏名 ○○ ○○

①と②(必要に応じて③)についてご記入ください。

① (1) 食物アレルギーがありますか?(学校給食に出ない食品についてもお答えください。)

(○)ある ()ない

(2) 前回調査以降、アレルギー症状がなくなった食品はありますか?

(○)ある ()ない

食品名(小麦)

② 医師により乳糖不耐症と診断され、牛乳を飲むことを止められていますか?

() 止められている (○) 止められていない

③ ①で「ある」と答えた方は、食物アレルギーの原因となる食品名と症状等をお書きください。
(学校給食に出ない食品についてもご記入ください。)

	食品名	症状等	加熱したら 食べられるか	関係機関での 検査診断
継続	鶏卵	生で食べたときに湿疹が出る。	(可) 不可	(有(6歳)) 無
	いくら・ たらこ	じんましん、喉がイガイガする。 ししゃもの卵は食べられる。	(可) 不可	有(歳) (無)
	えび	じんましん、顔が赤くなる。 えびが混ざっているおかずは、えび を取り除いても食べられない。	可 (不可)	(有(4歳)) 無
	牛乳	飲んだことがないからわからない。	可 不可	有(歳) (無)
新規	りんご	喉や目がかゆくなる。	可 (不可)	有(歳) (無)

様式 1-2 在校生用

食物アレルギー等調査用紙(提出用)

年 組 番 ^(ふりがな) 児童生徒氏名 保護者氏名

1と2(必要に応じて3)についてご記入ください。

1 (1) 食物アレルギーがありますか？(学校給食に出ない食品についてもお答えください。)

() 有 () ない

(2) 前回調査以降、アレルギー症状がなくなった食品はありますか？

() 有 () ない

➡ 食品名()

2 医師により乳糖不耐症と診断され、牛乳を飲むことを止められていますか？

() 止められている () 止められていない

3 1で「ある」と答えた方は、食物アレルギーの原因となる食品名と症状等をお書きください。(学校給食に出ない食品についてのご記入ください。)

	食品名	症状等	加熱したら 食べられるか	医療機関での 検査診断
継続			可 不可	有(歳) 無
			可 不可	有(歳) 無
			可 不可	有(歳) 無
			可 不可	有(歳) 無
			可 不可	有(歳) 無
新規			可 不可	有(歳) 無
			可 不可	有(歳) 無

※食物アレルギーの有無にかかわらず、全員提出してください。

様式 1-3 6 年生用

令和 年 月 日

保護者各位

札幌市立 小学校
校長

食物アレルギー等調査のお願い

保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
このたび、特定の食品でアレルギー症状を起こす児童の状況等について把握したいと考えています。

つきましては、別紙の食物アレルギー等調査用紙に必要事項をご記入の上、
月 日()までに必ずご提出ください。(毎年全員に提出していただく調査です。)

なお、札幌市立の中学校へ進学する場合は、今回の調査内容を申し送ります。

また、中学校から問い合わせのある場合がありますのでご了承ください。

記入例

食物アレルギー等調査用紙(提出用)

6年 ○組 ○番 ^(ふりがな) 児童氏名 ○○ ○○ 保護者氏名 ○○ ○○

1と2(必要に応じて3)についてご記入ください。

1 (1) 食物アレルギーがありますか？(学校給食に出ない食品についてもお答えください。)

(○)ある ()ない

(2) 前回調査以降、アレルギー症状がなくなった食品はありますか？

(○)ある ()ない

食品名(小麦)

2 医師により乳糖不耐症と診断され、牛乳を飲むことを止められていますか？

() 止められている (○) 止められていない

3 1で「ある」と答えた方は、食物アレルギーの原因となる食品名と症状等をお書きください。
(学校給食に出ない食品についてもご記入ください。)

	食品名	症状等	加熱したら 食べられるか	医療機関での 検査診断
継続	鶏卵	生で食べたときに湿疹が出る。	(可) 不可	有(6歳) 無
	いくら・ たらこ	じんましん、喉がイガイガする。 ししゃもの卵は食べられる。	(可) 不可	有(歳) (無)
	えび	じんましん、顔が赤くなる。 えびが混ざっているおかずは、えびを 取り除いても食べられない。	(可) 不可	有(4歳) 無
	牛乳	飲んだことがないからわからない。	可 不可	有(歳) (無)
新規	りんご	喉や目がかゆくなる。	(可) 不可	有(歳) (無)

様式 1-3 6年生用

(表面) 全員ご記入ください。

食物アレルギー等調査用紙(提出用)

6年

組

(ふりがな)
児童氏名

保護者氏名

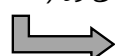
1と2(必要に応じて3)についてご記入ください。

1 (1) 食物アレルギーがありますか？(学校給食に出ない食品についてもお答えください。)

() 有 () ない

(2) 前回調査以降、アレルギー症状がなくなった食品はありますか？

() 有 () ない

 食品名()2 医師により乳糖不耐症と診断され、牛乳を飲むことを止められていますか？

() 止められている () 止められていない

3 1で「ある」と答えた方は、食物アレルギーの原因となる食品名と症状等をお書きください。(学校給食に出ない食品についてもご記入ください。)

	食品名	症状等	加熱したら 食べられるか	医療機関での 検査診断
継続			可 不可	有(歳) 無
			可 不可	有(歳) 無
			可 不可	有(歳) 無
			可 不可	有(歳) 無
			可 不可	有(歳) 無
新規			可 不可	有(歳) 無
			可 不可	有(歳) 無

※ 学校給食に食物アレルギーの原因食品が出る場合は、裏面の実施申請書もご記入いただきます。

※食物アレルギーの有無にかかわらず、全員提出してください。

※札幌市立の中学校へ進学する場合は、今回の調査内容を申し送ります。

様式 1-4 新規用（市立高等支援学校用）

令和 年 月 日

保護者各位

市立札幌 高等支援学校
校長

食物アレルギー等調査のお願い

保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

このたび、特定の食品でアレルギー症状を起こす生徒の状況等について事前に把握したいと考えています。

つきましては、別紙の食物アレルギー等調査用紙に必要事項をご記入の上、

月 日()までに必ずご提出ください。(毎年全員に提出していただく調査です。)

なお、今回の調査は、当校の学校給食調理校へ申し送ります。内容について、当校及び学校給食調理校から問い合わせのある場合がありますので、ご了承ください。

食物アレルギーのあるお子さんにつきましては、面談でお話を伺います。

記入例

食物アレルギー等調査用紙（提出用）

〇年 〇組 〇番 生徒氏名 ^(ふりがな) 〇〇 〇〇 保護者氏名 〇〇 〇〇

①と②(必要に応じて③)についてご記入ください。

① 食物アレルギーがありますか？(学校給食に出ない食品についてもお答えください。)

(☒)ある ()ない

② 医師により乳糖不耐症と診断され、牛乳を飲むことを止められていますか？

() 止められている (☒) 止められていない

③ ①で「ある」と答えた方は、食物アレルギーの原因となる食品名と症状等をお書きください。(学校給食に出ない食品についてもご記入ください。)

食品名	症状等	加熱したら 食べられるか	医療機関での 検査・診断
鶏卵	生で食べたときに湿疹が出る。	☒ 可 ☐ 不可	有(☒ 6歳) ☐ 無
いくら・ たらこ	じんましん、喉がイガイガする。 ししゃもの卵は食べられる。	☒ 可 ☐ 不可	有(☐ 歳) ☒ 無
えび	じんましん、顔が赤くなる。 えびが混ざっているおかずは、えびを取り 除いても食べられない。	☐ 可 ☒ 不可	有(☒ 4歳) ☐ 無
牛乳	飲んだことがないからわからない。	☐ 可 ☒ 不可	有(☐ 歳) ☒ 無
りんご	喉や目がかゆくなる。	☐ 可 ☒ 不可	有(☐ 歳) ☒ 無

様式 1-4 新規用（市立高等支援学校用）

食物アレルギー等調査用紙（提出用）

出身中学校

年 組 番 ^(ふりがな) 生徒氏名

保護者氏名

[1]と[2]（必要に応じて[3]）についてご記入ください。

[1] 食物アレルギーがありますか？（学校給食に出ない食品についてもお答えください。）

（ ）ある

（ ）ない

[2] 医師により乳糖不耐症と診断され、牛乳を飲むことを止められていますか？

（ ）止められている

（ ）止められていない

[3] [1]で「ある」と答えた方は、食物アレルギーの原因となる食品名と症状等をお書きください。（学校給食に出ない食品についてもお記入ください。）

食品名	症状等	加熱したら 食べられるか	医療機関での 検査・診断
		可 不可	有（ 歳） 無
		可 不可	有（ 歳） 無
		可 不可	有（ 歳） 無
		可 不可	有（ 歳） 無
		可 不可	有（ 歳） 無
		可 不可	有（ 歳） 無
		可 不可	有（ 歳） 無
		可 不可	有（ 歳） 無

※食物アレルギーの有無にかかわらず、全員提出してください。

様式 1-5 在校生用（市立高等支援学校用）

令和 年 月 日

保護者各位

市立札幌 高等支援学校
校長

食物アレルギー等調査のお願い

保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
このたび、次年度に向けて、特定の食品でアレルギー症状を起こす生徒の状況等について把握したいと考えています。
つきましては、裏面の食物アレルギー等調査用紙に必要事項をご記入の上、
月 日()までに必ずご提出ください。(毎年全員に提出していただく調査です。)

食物アレルギーのあるお子さんにつきましては、お話を伺う場合があります。

記入例

食物アレルギー等調査用紙(提出用)

〇年 〇組 〇番 ^(ふりがな) 生徒氏名 〇〇 〇〇 保護者氏名 〇〇 〇〇

1と2(必要に応じて3)についてご記入ください。

1 (1) 食物アレルギーがありますか？(学校給食に出ない食品についてもお答えください。)

(☒) 有 () ない

(2) 前回調査以降、アレルギー症状がなくなった食品はありますか？

(☒) 有 () ない

→ 食品名(小麦)

2 医師により乳糖不耐症と診断され、牛乳を飲むことを止められていますか？

() 止められている (☒) 止められていない

3 1で「ある」と答えた方は、食物アレルギーの原因となる食品名と症状等をお書きください。
(学校給食に出ない食品についてもお記入ください。)

	食品名	症状等	加熱したら 食べられるか	医療機関での 検査診断
継続	鶏卵	生で食べたときに湿疹が出る。	(☒) 可 () 不可	有(☒ 6歳) () 無
	いくら・ たらこ	じんましん、喉がイガイガする。 ししゃもの卵は食べられる。	(☒) 可 () 不可	有() 歳 (☒ 無)
	えび	じんましん、顔が赤くなる。 えびが混ざっているおかずは、えび を取り除いても食べられない。	() 可 (☒ 不可)	有(☒ 4歳) () 無
	牛乳	飲んだことがないからわからない。	() 可 (☒ 不可)	有() 歳 (☒ 無)
新規	りんご	喉や目がかゆくなる。	() 可 (☒ 不可)	有() 歳 (☒ 無)

様式 1-5 在校生用（市立高等支援学校用）

食物アレルギー等調査用紙（提出用）

年 組 番 ^(ふりがな) 生徒氏名 保護者氏名

①と②(必要に応じて③)についてご記入ください。

① (1) 食物アレルギーがありますか？(学校給食に出ない食品についてもお答えください。)

() ある () ない

(2) 前回調査以降、アレルギー症状がなくなった食品はありますか？

() ある () ない

 食品名()

② 医師により乳糖不耐症と診断され、牛乳を飲むことを止められていますか？

() 止められている () 止められていない

③ ①で「ある」と答えた方は、食物アレルギーの原因となる食品名と症状等をお書きください。(学校給食に出ない食品についてもお記入ください。)

	食品名	症状等	加熱したら 食べられるか	医療機関での 検査診断
継続			可 不可	有(歳) 無
			可 不可	有(歳) 無
			可 不可	有(歳) 無
			可 不可	有(歳) 無
			可 不可	有(歳) 無
新規			可 不可	有(歳) 無
			可 不可	有(歳) 無

※食物アレルギーの有無にかかわらず、全員提出してください。

学校名 _____ 名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 月 _____ 日 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

学校生活上の留意点		緊急時連絡先	
★保護者 電 話: _____ ★連絡医療機関 医療機関名: _____ 電 話: _____	【緊急時連絡先】 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____		
学校生活上の留意点 A. 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 B. 食物アレルギー有病者の場合のみ記載 1. 管理不要 2. 管理必要 C. 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 D. 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 E. 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要な場合 ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した場合に、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵: 卵黄・卵白 牛乳: 乳糖・乳清・乳糖・乳糖 小麦: 醤油・酢・味噌 大豆: 大豆油・醤油・味噌 コメ: コメ油 魚類: かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類: エキス F. その他の配慮・管理事項(自由記述)	★保護者 電 話: _____ ★連絡医療機関 医療機関名: _____ 電 話: _____		
【緊急時連絡先】 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____	【緊急時連絡先】 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____		

〔表〕 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)

学校名

名前

(男・女)

日生

年

組

提出日

年

月

日

アトピー性皮膚炎(あり・なし)	病型・治療 A.重症度のめやす(厚生労働科学研究班) 1.軽症:面積に問わず、軽度の皮疹のみ見られる。 2.中等症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3.重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4.最重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 *軽度の皮疹:軽度の紅斑・乾燥、痒疹、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 *強い炎症を伴う皮疹:紅斑・丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 B-1.常用する外用薬 1.ステロイド軟膏 2.タクロリムス軟膏 (「プロトピック®」) 3.保湿剤 4.その他 () B-2.常用する内服薬 1.抗ヒスタミン薬 2.その他 [] B-3.常用する注射薬 1.生物学的製剤 病型・治療	学校生活上の留意点 A.プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1.管理不要 2.管理必要 B.動物との接触 1.管理不要 2.管理必要 C.発汗後 1.管理不要 2.管理必要 D.その他の配慮・管理事項(自由記述)	記載日 年 月 日 医師名 医療機関名
アレルギー性結膜炎	病型・治療 A.病型 1.通年性アレルギー性結膜炎 2.季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3.春季カタル 4.アトピー性角結膜炎 5.その他 () B.治療 1.抗アレルギー点眼薬 2.ステロイド点眼薬 3.免疫抑制点眼薬 4.その他 () 病型・治療	学校生活上の留意点 A.プール指導 1.管理不要 2.管理必要 B.屋外活動 1.管理不要 2.管理必要 C.その他の配慮・管理事項(自由記述)	記載日 年 月 日 医師名 医療機関名
アレルギー性鼻炎	病型・治療 A.病型 1.通年性アレルギー性鼻炎 2.季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期:春・夏・秋・冬 B.治療 1.抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2.鼻噴霧用ステロイド薬 3.舌下免疫療法(ダニ・スギ) 4.その他 () 病型・治療	学校生活上の留意点 A.屋外活動 1.管理不要 2.管理必要 B.その他の配慮・管理事項(自由記述)	記載日 年 月 日 医師名 医療機関名

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。
保護者氏名

「裏」学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

様式3

面談票(食物アレルギー)

<提出をお願いした書類> ☐個人調査票 ☐実施申請書 ☐学校生活管理指導表

年 月 日

聞き取り者サイン

児童生徒氏名
年 組

保護者氏名

連絡先 (- -)

□1 原因となる食品・症状が出る量・加熱したら食べられるかについて教えてください。

*留意事項を見ながら確認する

食品名	症状・症状が出る量	加熱したら 食べられるか
		食べられる 食べられない
		食べられる 食べられない
		食べられる 食べられない
		食べられる 食べられない
		食べられる 食べられない
		食べられる 食べられない
		食べられる 食べられない
		食べられる 食べられない
		食べられる 食べられない
		食べられる 食べられない
		食べられる 食べられない
		食べられる 食べられない
		食べられる 食べられない

<留意事項>

【卵】卵豆腐や卵スープ等・うずらの卵・崩れたうずらの卵の入ったおでん等の料理・揚げ物のつなぎ・マヨネーズはどうか

【乳・乳製品】シチュー類・ゼリー・ヨーグルト・アイスクリーム・チーズ・スキムミルク・バターはどうか
(※注)給食のパンには卵(約2～3.3g)、スキムミルク(約1～2g)が入っている(ソフトフランスは除く)【果物】缶詰・ジュース・ゼリー・ジャムはどうか
(※注)カレー等の一部の料理にはりんごを使用している【その他】魚卵子持ちししゃも・かれい唐揚げ(魚卵が残っている可能性有)等、加熱した魚卵はどうか
甲殻類(エビやカニ)あさり・昆布・わかめ・しらす干し等の海産物全般への微量混入の可能性あり
山芋・長芋里芋はどうか

・料理の中に原因食品が入っていた場合、自分で除けば食べることができるか？

児童生徒氏名 年 組

- 2 医療機関での検査・診断は受けましたか？(受けた ・ 受けていない)
→「受けた」場合(医療機関名:)

- 状況に応じて受診するようすすめる (質問 □4 へ)
(受診していない ・ 受診してから年月が経っている ・ 症状が変化している等)

- 3 治療の状況を教えてください

内服薬	有	無	点眼薬	有	無	学校に携帯する薬	有	無
吸入	有	無	エピペン®の所持	有	無	その他()		

- 4 アナフィラキシーをおこしたことがありますか？(ある ・ ない)
→「ある」場合 (歳ごろ)

□当時の状況と対応は？

□今後起きた場合の対応は？

- 5 軽度なアレルギー発作の時、どのように対応しますか？

- すぐに保護者に連絡
□措置 (口をゆすぐ 患部を冷やす 安静にする 服薬)
□その他 ()

- 6 家では、原因食品を除去していますか？(している ・ していない)
→「している」場合(している食品:)

- 7 コンタミネーション(微量混入)でもアレルギー症状を引き起こす可能性はありますか？(ある ・ ない)
□ アレルギー専用の調理設備や器具類を使用していないことを説明する。
□ 給食では揚げ物の油を複数回使用していることを説明する。

- 8 給食の対応について

- ① 原因食品が給食に出たとき、自分で除去できますか？(食品名:)(できる ・ できない)
- ② 完全除去(手引き P2 参照)を希望しますか？(食品名:)(する ・ しない)
- ③ 学校で用意する除去食(鶏卵・うずらの卵・マヨネーズ・乳製品)、代替食(アイスクリーム・ヨーグルト・ゼリー・プリン類・ジャム・バター)を希望しますか？(する ・ しない)
- ④ 弁当又は代わりのものを持参しますか？(する ・ しない)
- ⑤ 牛乳停止を希望しますか？(する ・ しない)
- ⑥ ごはん、パン、めんいづれかの停止を希望しますか？(する ・ しない)
- ⑦ 副食(牛乳・主食以外のすべて)の停止を希望しますか？(する ・ しない)
- ⑧ 詳しい使用食材の一覧表が必要ですか？(必要 ・ 不要)
- ⑨ 毎月「学校給食アレルギー対応依頼書」での確認を希望しますか？(する ・ しない)
- ⑩ 給食当番ではどのような配慮が必要ですか？

<留意事項>⑤・⑥・⑦は減額対応があることを伝える

- 9 8の②～⑦に当てはまる場合や、①のうち「学校給食アレルギー対応依頼書」による配慮や管理が必要な場合は、医師が記入した学校生活管理指導表が必要なことを伝え、今後用意するようにお願いします。
食物アレルギーについて教室内等で情報共有することに承諾いただけるかを確認する。

- 10 学校生活や学校行事の中で、どのような配慮を希望しますか？(宿泊行事 遠足 調理実習 等)

- 11 食物以外のアレルギーはありますか？(ある ・ ない)
→「ある」場合()

様式 4-1

食物アレルギー等対応 実施申請書(新規用)

令和 年 月 日

札幌市立 学校長 様

保護者氏名 _____

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり申請します。
 なお、食物アレルギー対応の実施にあたり、微量混入(コンタミネーション)の可能性
 があることに同意いたします。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名		年組	年 組
緊急連絡先 (勤務先など)		電話 番号	
		電話 番号	
希望する対応内容(該当項目にチェックする☑)			
給食調理での 対応	除去食	(☐ 鶏卵・うずらの卵・マヨネーズ ☐ 牛乳・乳製品)	
	代替食	(☐ アイスcream ☐ ヨーグルト ☐ ゼリー・プリン類 ☐ ジャム ☐ バター)	
給食調理以外 での対応	☐ 牛乳停止 ☐ 副食停止(牛乳・主食以外のすべて)		
	☐ ごはん停止 ☐ パン停止 ☐ めん停止		
	☐ 自己除去(食品名 _____)		
	☐ 家庭より持参(食品名 _____)		
☐ 詳しい食材一覧表が必要			
☐ 完全除去を希望します。(食品名 _____)			
完全除去とは、食物の分量による対応や加熱・非加熱を区別した対応は行わず、原因食 物を含む料理全体を完全に食べない対応のこと。			

※ 給食調理での対応、牛乳停止等、学校での管理が必要な場合には、医師が記入
 した「学校生活管理指導表」を提出していただきます。(乳糖不耐症の場合は医師
 の診断書または学校生活管理指導表を提出していただきます。)

※ ご記入いただいた食物アレルギーの情報は、学校での安全管理のため関係教職
 員に周知します。

様式 4-2

(裏面) 学校給食に食物アレルギーの原因食品が出る場合はご記入ください。

食物アレルギー等対応 実施申請書(6年生用)

令和 年 月 日

札幌市立 中学校長 様

保護者氏名 _____

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり申請します。

学校生活管理指導表が必要な場合は中学校に提出いたします。

なお、食物アレルギー対応の実施にあたり、微量混入(コンタミネーション)の可能性のあることに同意いたします。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名		年組	中学 1年 組 (※組は中学校で記入)
緊急連絡先 (勤務先など)		電話番号	
		電話番号	
希望する対応内容(該当項目にチェックする☑)			
給食調理 での対応	除去食	(☐ 鶏卵・うずらの卵・マヨネーズ ☐ 牛乳・乳製品)	
	代替食	(☐ アイスクリーム ☐ ヨーグルト ☐ ゼリー・プリン類 ☐ ジャム ☐ バター)	
給食調理 以外での 対応	☐ 牛乳停止 ☐ 副食停止(牛乳・主食以外のすべて)		
	☐ ごはん停止 ☐ パン停止 ☐ めん停止		
	☐ 自己除去(食品名 _____)		
	☐ 家庭より持参(食品名 _____)		
☐ 詳しい食材一覧表が必要			
☐ 完全除去を希望します。(食品名 _____)			
完全除去とは、食物の分量による対応や加熱・非加熱を区別した対応は行わず、原因食物を含む料理全体を完全に食べない対応のこと。			

※ 給食調理での対応、牛乳停止等、学校での管理が必要な場合には、医師が記入した「学校生活管理指導表」を提出していただきます。(乳糖不耐症の場合は医師の診断書または学校生活管理指導表を提出していただきます。)

※ ご記入いただいた食物アレルギーの情報は、学校での安全管理のため関係教職員に周知します。

様式 4-3 市立高等支援学校用

食物アレルギー等対応 実施申請書(新規用)

令和 年 月 日

市立札幌 高等支援学校長 様

保護者氏名 _____

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり申請します。
 なお、食物アレルギー対応の実施にあたり、微量混入(コンタミネーション)の可能性
 があることに同意いたします。

記

(ふりがな) 生徒氏名		年組	年 組 (※組は高等支援学校で記入)
緊急連絡先 (勤務先など)		電話番号	
		電話番号	
希望する対応内容(該当項目にチェックする☑)			
給食調理での 対応	除去食	(☐ 鶏卵・うずらの卵・マヨネーズ ☐ 牛乳・乳製品)	
	代替食	(☐ アイスcream ☐ ヨーグルト ☐ ゼリー・プリン類 ☐ ジャム ☐ バター)	
給食調理以外 での対応	☐ 牛乳停止 ☐ 副食停止(牛乳・主食以外のすべて)		
	☐ ごはん停止 ☐ パン停止 ☐ めん停止		
	☐ 自己除去(食品名 _____)		
	☐ 家庭より持参(食品名 _____)		
☐ 詳しい食材一覧表が必要			
☐ 完全除去を希望します。(食品名 _____)			
完全除去とは、食物の分量による対応や加熱・非加熱を区別した対応は行わず、原因食物を含む料理全体を完全に食べない対応のこと。			

※ 給食調理での対応、牛乳停止等、学校での管理が必要な場合には、医師が記入した「学校生活管理指導表」を提出していただきます。(乳糖不耐症の場合は医師の診断書または学校生活管理指導表を提出していただきます。)

※ ご記入いただいた食物アレルギーの情報は、学校での安全管理のため関係教職員に周知します。

様式 5-1

食物アレルギー等対応 実施申請書(継続用)

令和 年 月 日

札幌市立 学校長 様

保護者氏名 _____

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり申請します。

診断の結果は、変更が(ありません ・ あります)。

なお、食物アレルギー対応の実施にあたり、微量混入(コンタミネーション)の可能性があるので同意いたします。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名		年組	年 組
緊急連絡先 (勤務先など)		電話番号	
		電話番号	
希望する対応内容(該当項目にチェックする☑)			
給食調理での 対応	除去食	(☐ 鶏卵・うずらの卵・マヨネーズ ☐ 牛乳・乳製品)	
	代替食	(☐ アイスcream ☐ ヨーグルト ☐ ゼリー・プリン類 ☐ ジャム ☐ バター)	
給食調理以外 での対応	☐ 牛乳停止 ☐ 副食停止(牛乳・主食以外のすべて)		
	☐ ごはん停止 ☐ パン停止 ☐ めん停止		
	☐ 自己除去(食品名 _____)		
	☐ 家庭より持参(食品名 _____)		
☐ 詳しい食材一覧表が必要			
☐ 完全除去を希望します。(食品名 _____)			
完全除去とは、食物の分量による対応や加熱・非加熱を区別した対応は行わず、原因食物を含む料理全体を完全に食べない対応のこと。			

※ 給食調理での対応、牛乳停止等、学校での管理が必要な場合には、医師が記入した「学校生活管理指導表」を提出していただきます。(乳糖不耐症の場合は医師の診断書または学校生活管理指導表を提出していただきます。)

※ ご記入いただいた食物アレルギーの情報は、学校での安全管理のため関係教職員に周知します。

様式 5-2 市立高等支援学校用

食物アレルギー等対応 実施申請書(継続用)

令和 年 月 日

市立札幌 高等支援学校長 様

保護者氏名 _____

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり申請します。
 診断の結果は、変更が(ありません ・ あります)。
 なお、食物アレルギー対応の実施にあたり、微量混入(コンタミネーション)の可能性が
 あることに同意いたします。

記

(ふりがな) 生徒氏名		年組	年 組
緊急連絡先 (勤務先など)		電話番号	
		電話番号	
希望する対応内容(該当項目にチェックする☑)			
給食調理 での対応	除去食	(☐ 鶏卵・うずらの卵・マヨネーズ ☐ 牛乳・乳製品)	
	代替食	(☐ アイスcream ☐ ヨーグルト ☐ ゼリー・プリン類 ☐ ジャム ☐ バター)	
給食調理 以外での 対応	☐ 牛乳停止 ☐ 副食停止(牛乳・主食以外のすべて) ☐ ごはん停止 ☐ パン停止 ☐ めん停止		
	☐ 自己除去(食品名 _____)		
	☐ 家庭より持参(食品名 _____)		
	☐ 詳しい食材一覧表が必要		
☐ 完全除去を希望します。(食品名 _____) 完全除去とは、食物の分量による対応や加熱・非加熱を区別した対応は行わず、原因食物を含む料理全体を完全に食べない対応のこと。			

※ 給食調理での対応、牛乳停止等、学校での管理が必要な場合には、医師が記入した「学校生活管理指導表」を提出していただきます。(乳糖不耐症の場合は医師の診断書または学校生活管理指導表を提出していただきます。)

※ ご記入いただいた食物アレルギーの情報は、学校での安全管理のため関係教職員に周知します。

様式 6

食物アレルギー個人調査票 (秘) 裏面もあります

※高：市立の高等支援学校で使用

年度												
学校名												
学年	小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	2	3
学級												
番号												

保護者記入欄 (太枠部分の記入をお願いします)

※小・中・高 通年で使用する様式です

ふりがな 児童生徒氏名					性別	男・女	生年月日	年 月 日生					
保護者氏名					電話番号								
					緊急連絡先								
保護者住所	〒												
主治医	病院名(						)電話番号(						
	主治医名(						)						
管理指導表	有・無	①	年	月	②	年	月	③	年	月	④	年	月
検査等	有・無	①	年	月	②	年	月	③	年	月	④	年	月

原因 食品							①食品除去は(医師・保護者)の判断で行っている ②食物によるアナフィラキシーを起こしたことがある(年 月・ない)					
症状	(年 月)											
病院・家庭 での 処置・対応 (経年経過)	(年 月)											

※「A 弱い症状」であっても、10 分以内に反応が治まらない場合には「B 強い症状」の対応に移行する

緊急時の 対応	A 弱い反応 (皮膚症状)	1 保護者()へ連絡 2 ()病院の()医師へ連絡(Tel)
	B 強い反応 (呼吸困難) (腫れ)	1 すぐに救急車を呼び、医療機関に搬送 2 保護者()へ連絡 3 ()病院の()医師へ連絡(Tel) 4 その他()

服薬	年 月	年 月
	薬名()	薬名()
	飲み方()	飲み方()
調理実習 宿泊学習での配慮 希望		

学校記入欄（以下は学校で経過を記入します）
〈学校給食における対応決定事項〉

	決定 (年 月 日)	変更 (年 月 日)	変更 (年 月 日)
完全除去	(食品名)		
「給食調理」での対応	除去食対応 (食品名) 代替食対応 (食品名)		
「給食調理以外」での対応	牛乳停止 パン停止 ご飯停止 めん停止 副食停止		
	自己除去対応 (食品名)		
	弁当(または代替食)持参 (食品名)		
	使用食材一覧表配布		

〈学校での様子〉*学校でアレルギーを発症した場合などに記録する

	年 月 日	年 月 日	年 月 日
症状			
処置経過			
その他			

〈その他・特記事項等〉*要記入年月日

様式 7

食物アレルギー対応児童生徒一覧表（例）

年度				氏名	アレルギー	症状 配慮事項 (薬・その他)	医療機関名	保管書類			完全 除去	「給食調理」での対応		「給食調理以外」での対応							食材一 覧表希 望	対応 不要
年	組	番	号					個 人 調 査 票	管 理 指 導 表	実 施 申 請 書		除 去 食	代 替 食	自 己 除 去	弁 当 等 持 参	ご は ん 停 止	パ ン 停 止	め ん 停 止	副 食 停 止	牛 乳 停 止		
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						

※食物アレルギー対応児童生徒一覧表(例)に記載する事項について(例)

○基本情報

- ・年、組、(番号)
- ・氏名
- ・アレルギー
- ・症状、配慮事項(薬・その他)
- ・医療機関名

○保管書類

- ・個人調査票
- ・管理指導表
- ・実施申請書

○対応

- ・完全除去
- ・除去食
- ・代替食
- ・自己除去
- ・弁当等持参
- ・ごはん停止
- ・パン停止
- ・めん停止
- ・副食停止
- ・牛乳停止
- ・食材一覧表希望
- ・対応不要

様式8

☆☆ 学校給食アレルギー対応依頼書

保護者はサインでも可

学校 年 組 番 氏名

校長	教頭	担任	養護教諭	給食担当	栄養教諭 栄養士	保護者

希望される対応方法の項目に○を付け、 月 日 () までに提出してください。

*印は含まれるアレルゲン ★印は除去食対象献立 ▲印は代替食対象献立

令和 6 年 5 月

日付	曜日	献立名	含まれるアレルゲン						希望される対応方法					備考
			う ず 鶏 卵	乳	小 麦	え び	か に	ご ま	除 去 食 ★	代 替 食 ▲	食 べ る	自 己 除 去	家 庭 よ り 持 参	
5/7	水	かぼちゃパン	*	*	*				—	—				
		牛乳		*					—	—				
		ギャロットポタージュ		*	*				—	—				
		★ほっけのオートミールフライ (卵除去食あり)	*		*					—				
		大根サラダ			*			*	—	—				
5/8	木	たぬきうどん (えび入り)	*		*	*			—	—				
		牛乳		*					—	—				
		チーズポテト		*					—	—				
		ジュシーオレンジ							—	—				
5/9	金	チキンライス		*					—	—				
		牛乳		*					—	—				
		★ちくわチーズつめフライ (卵・乳除去食あり)	*	*	*					—				
		フルーツカクテル							—	—				
5/12	月	ハヤシライス			*				—	—				
		牛乳		*					—	—				
		ほうれん草とコーンのサラダ			*			*	—	—				
5/13	火	りんご							—	—				
		ごはん							—	—				
		牛乳		*					—	—				
		五目煮 (醤油)			*				—	—				
		ししゃものピリカラ揚げ1本 (小 学校)			*				—	—				
5/14	水	おひたし (小松菜・もやし)			*				—	—				
		豆パン	*	*	*				—	—				
		牛乳		*					—	—				
		ワンタンスープ塩			*				—	—				
		お好み揚げ (えび入り)	*		*	*			—	—				
5/15	木	中華サラダ			*			*	—	—				
		ゆであげミートソース			*				—	—				
		牛乳		*					—	—				
		あさりのサラダ			*			*	—	—				
5/19	月	▲ヨーグルト		*					—	—				
		★味噌かつ丼 (卵除去食あり)	*		*			*		—				
		牛乳		*					—	—				
		すまし汁 (豆腐・わかめ)			*				—	—				
		磯和え (小松菜・白菜)			*				—	—				

※子学校での帳票の取扱いについて

子学校は保護者からの依頼書の提出後、親学校の栄養教諭・栄養士に原本を送付する。
栄養教諭・栄養士は確認(押印)し、子学校に返送する。原本は子学校で保管する。

樣式9-2 親・单独校用（委託）

学校

【食物アレルギー対応食 チェック表】

年	月	日()	原因食品	献立名

[illegible]

上記のとおり、間違いなくアレルギー対応食を提供しましたので報告いたします。

学校長	教頭	米菴教諭 栄養士	業務責任者

【食物アレルギー対応食 チェック表】

学校

(四) 年

献立名

原因食品

[illegible]

上記のとおり、間違いないくアレルギー対応食を提供しましたので報告いたします。

学校長	教頭	配膳員	栄養教諭 柴壽士	調理員 (リ－ダー)

様式9-4 子学校用（委託）

【食物アレルギー対応食 チェック表】

学校

年月日()	原因食品	献立名

献立名

[illegible]

上記のとおり、間違いないくアレルギ一対応食を提供しましたので報告いたします。

學校長	教頭	配膳員	栄養教諭 栄養士	業務責任者
-----	----	-----	-------------	-------

提出用

【学校給食 食物アレルギー対応確認書】 ※本書は保護者が記載するものです。
これまで、主治医から診断のあった内容について、あらかじめ鉛筆等で下書きをした上で医療機関へ持ち参り、記載内容を医師と相談・確認してください。
確認いただけましたらボールペン等で清書し、学校生活管理指導表とあわせて 月 日までに学校へ提出してください。
なお、内容によっては、記載されたとおりの対応ができない場合もありますので、ご了承ください。

食品と給食での提供方法	給食では一切食べない	給食で食べる	給食では条件付きで食べる
☐ 鶏卵 ※生や半熟のものは提供しません ①つなぎとして卵が入った加工品や料理 ②衣の中に卵が入っている揚げ物 ③マヨネーズを使った料理 ④といった卵が入った汁物・蒸し物			
☐ ウズラの卵 ※生では提供しません ・具材として入っている料理			
☐ 魚卵 ※生では提供しません (食品名) ①子持ちのししやもを使った料理 ②カレイを使った料理(卵が入っていることがあります)			
☐ 牛乳 ①飲用牛乳(毎日提供 200mL/個 加熱なし) ②使用する料理(シチュー類やデザートなど)			
☐ 乳製品 スキムミルク チーズ ヨーグルト パター など ①献立の一品(スライスチーズなど) ②使用する料理(シチュー類やデザートなど)			

食品と給食での提供方法	給食では一切食べない	給食で食べる	給食では条件付きで食べる
☐ 果物(食品名) ①デザートとして生で食する一品 ②加熱したものや加工品 (ジャム、缶詰・ゼリー・ジュースなど)			
☐ エビ ※生では提供しません ①具材として入っている料理 ②海藻や小魚、あさり混ざっている小さいエビ			
☐ カニ ※生では提供しません ①具材として入っている料理 ②海藻や小魚、あさり混ざっている小さいカニ			
☐ エビ・カニ以外の魚介類 ※生では提供しません (食品名)			
☐ その他 (食品名)			
☐ その他 (食品名)			
☐ その他 (食品名)			

上記について医師(医療機関名:)と確認をしました。

令和 年 月 日

こちらに記載された内容は、学校給食におけるアレルギー対応について検討する際の資料とし、学校での安全確認のため関係教職員に周知します。

児童生徒氏名
保護者氏名 (自署)

様式 10 記入例

保護者の皆様へ

学校給食で食物アレルギー対応を行うにあたって 医師と確認してほしいこと

学校給食における食物アレルギー対応は医師の診断を基に行っております。診断内容は医師が記載する学校生活管理指導表等で確認いたしますが、食品の除去程度などは別紙の「学校給食 食物アレルギー対応確認書」にて確認いたします。つきましては、食品の除去程度などを主治医に確認していただき、その内容を別紙「学校給食 食物アレルギー対応確認書」に記入してください。記入後は学校生活管理指導表とあわせて 月 日までに学校へ提出をお願いします。

「学校給食 食物アレルギー対応確認書」記載方法

- ①家で下書きをします。
- ②病院を受診し医師と①の内容について相談、確認をしてください。
- ③ボールペンで清書して学校に提出してください。

※下書きについてはこれまでの医師の診断や家庭での摂食状況を踏まえてご記入ください。

※家庭でほとんど摂取しておらず、アレルギー反応の状況が分からないものについては、給食では食べず、除去することを基本とします。家庭で摂取するようになって、食べられることを医師と確認した場合は、お知らせください。

食品別に給食での提供方法が書かれています。それぞれの提供方法について給食ではどのように対応するか、アレルギーのある食品に☑をし、右の対応の欄に数字等を記入してください。

<記入例>

食品と給食での提供方法	給食では 一切食べない	給食で 食べる	給食では条件 付きで食べる
☒ 鶏卵 ①つなぎとして卵が入った加工品や料理 ②衣の中に卵が入っている揚げ物 ③マヨネーズを使った料理 ④といった卵が入った汁物・蒸し物	③	① ②	④ 1日1/2個 まで
☒ 果物(食品名 リンゴ、桃、さくらんぼ) ①デザートとして生で食する一品 ②加熱したものや加工品 (ジャム・缶詰・ゼリー・ジュースなど)	①	②	条件付きの場合は、その条件も記載してください
☒ 魚卵 ※生では提供しません (食品名 いくら、たらこ) ①子持ちのししゃもを使った料理 ②カレイを使った料理(卵が入っていること)	① ②	① ②	
☒ ウズラの卵 ※生では提供しません ・具材として入っている料理		○	
☐ その他(食品名)			

上記について医師(医療機関名: ●●病院

医療機関名についても
保護者の方が記載してください

令和 ●年 ●月
 児童生徒氏名 教育 太郎
 保護者氏名 教育 花子 (自署)

①などの番号がない食品については○で記入してください

様式 11-1 小中学校用

食物アレルギー等対応 解除申請書

令和 年 月 日

(あて先)
札幌市立 学校長 様

保護者氏名 _____

食物アレルギー等による学校給食対応の解除について、下記のとおり申請します。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名		年 組	年 組
解除する 食品名			
確認事項 (チェックを 入れてください。)	☐ 医師の指導の下、対応の必要がないと判断されています。 ☐ これまでに家庭で給食提供最大量を複数回摂取し、症状が誘発されていません。		

※ 食材発注に関わる食品(牛乳、パン等)につきましては、解除開始可能日を担当者でご確認ください。

※ 現在学校に提出している「学校生活管理指導表」の内容に変更がある場合は、医師により変更内容を記載していただいた上、再度ご提出をお願いいたします。

以下は学校の確認欄です。

解除開始日	令和 年 月 日
※学校で担当者が記入	

※複写(控)を家庭に返却すること。

様式 11-2 市立高等支援学校用

食物アレルギー等対応 解除申請書

令和 年 月 日

(あて先)

市立札幌 高等支援学校長 様

保護者氏名 _____

食物アレルギー等による学校給食対応の解除について、下記のとおり申請します。

記

(ふりがな) 生徒氏名		年 組	年 組
解除する 食品名			
確認事項 (チェックを 入れてください。)	☐ 医師の指導の下、対応の必要がないと判断されています。 ☐ これまでに家庭で給食提供最大量を複数回摂取し、症状が誘発されていません。		

※ 食材発注に関わる食品(牛乳、パン等)につきましては、解除開始可能日を担当者でご確認ください。

※ 現在学校に提出している「学校生活管理指導表」の内容に変更がある場合は、医師により変更内容を記載していただいた上、再度ご提出をお願いいたします。

以下は学校の確認欄です。

解除開始日 ※学校で担当者が記入	令和 年 月 日
---------------------	----------

※複写(控)を家庭に返却すること。

学校給食における食物アレルギー等対応に係る書類の提出

資料1

○必要 ×不要 △場合により必要

提出書類 対応内容		食物アレルギー等 対応 実施申請書	学校生活管理指導表 (学校給食 食物ア レルギー対応確認書) ^{注1}	食物アレルギー 個人調査票
<給食調理 での対応>	除去食・代替食	○	○	○
	牛乳・ごはん・パン・ めん・副食停止	○	○	○
	自己除去	○	△ 【必要な場合】 「学校給食アレルギー 対応依頼書」による配 慮や管理が必要な場 合 ^{注2}	○
	弁当持参	○	○	○
<対応なし> ※給食に出ない食品でアレルギー症状 がでる場合		×	△ 【必要な場合】 エピペン [®] が処方され ている等、園・学校に おいて配慮や管理が 必要な場合	○
乳糖不耐症		○	○※ ※診断書等、医師の 診断が分かる書類 の提出も可	×

注1 学校生活管理指導表の取扱いについては、P. 7 および「札幌市立幼稚園・学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」を参照。
なお、学校給食 食物アレルギー対応確認書は、除去程度について確認が必要な場合に提出する。

注2 ここに該当しなくとも、医療機関を受診していない場合には、不必要な除去を防ぐため医療機関の受診を勧める。
特に小学校低学年では、自己管理能力が不十分であるため、学校での管理の必要性については、十分保護者と面談等で協議する。

各種様式の保存期間

	様式	保存(保管)期間	保存(保管)期間後の取扱い等
1	食物アレルギー等調査のお願い・食物アレルギー等調査用紙(提出用) (様式 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5)	次年度調査まで	廃棄
2	学校生活管理指導表 (様式 2)(注) (「意見書」も同様の取扱いとする。)	在校中	返却 ※対応に変更がない場合引継ぎする。 ※対応に変更がある場合返却し、改めて提出を依頼する。
3	面談票(様式 3)	次回面談票作成まで	廃棄
4	食物アレルギー等対応 実施申請書 (様式 4-1、4-2、4-3、5-1、5-2)	5年	廃棄
5	食物アレルギー個人調査票 (様式 6)	在校中	廃棄 ※進学の際は申し送る。
6	食物アレルギー対応児童生徒一覧表 (例)(様式7)	次年度分作成まで	廃棄
7	学校給食アレルギー対応依頼書 (様式8)	1 年	廃棄
8	食物アレルギー対応食 チェック表 (様式9-1、9-2、9-3、9-4)	1 年	廃棄
9	学校給食 食物アレルギー対応確認書(様式 10)(注)	在校中	返却 ※対応に変更がない場合引継ぎする。 ※対応に変更がある場合返却し、改めて提出を依頼する。
10	食物アレルギー等対応 解除申請書 (様式 11-1、11-2)	在校中	廃棄 ※進学の際は申し送る。

注 様式2および様式10については、エピペン[®]の管理も含め、学校での配慮や管理が完全に不要になった場合、保護者へ返却する。

学校給食における食物アレルギー対応の手引き検討会議設置要綱

制定 令和6年5月21日
教育長決裁

(目的)

第1条 本市の学校給食における食物アレルギー対応の充実を図るため、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月 文部科学省）」等に基づき、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を改訂するため、教育委員会に学校給食における食物アレルギー対応の手引き検討会議（以下「検討会議」）を設置する。

2 検討会議は札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱における「懇話会」として設置する。

(検討内容)

第2条 検討会議での検討内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校給食における食物アレルギー対応の体制の充実について
- (2) 様式の見直しについて
- (3) その他対応にあたり必要とされる事項

(組織等)

第3条 検討会議は次に掲げる者で構成する。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 学校医 | 1名 |
| (2) 札幌市立小学校長 | 1名 |
| (3) 札幌市立中学校長 | 1名 |
| (4) 養護教諭 | 2名 |
| (5) 栄養教諭・栄養士 | 2名 |
| (6) 学校教育部教育課程担当課指導主事 | 1名 |
| (7) 学校教育部教育推進課保健指導担当係長 | 1名 |
| (8) 生涯学習部学校給食課栄養指導担当係長 | 1名 |

(任期)

第4条 構成員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。ただし、途中交代した際の後任者の委嘱期間は前任者の委嘱期間を引き継ぐものとする。

(議長等)

第5条 検討会議には、議長及び副議長を置く。

- 2 会議の議長は、小学校長が務め、副議長は議長が指名する。
- 3 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。

(謝礼)

第6条 委員が会議に出席した場合には、日額12,500円(税込み)の謝礼を支給する。

2 委員が参集して会議に参加した場合の交通費は実費弁償とする。

3 第1項及び第2項の規定は、本市職員(教職員を含む)には適用しないものとする。

(会議録の公開)

第7条 検討会議開催後は、会議録を作成の上公開することとする。ただし、児童生徒等の個人情報に関わる内容については、非公開とする。

(守秘義務)

第8条 構成員で検討会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、構成員の職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、札幌市教育委員会生涯学習部学校給食課(栄養指導担当)において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、学校支援担当部長が別に定める。

附 則

(施行期日) この要綱は、令和6年7月1日から適用する。

学校給食における食物アレルギー対応の手引き検討会議 構成員名簿

任期：令和6年7月1日～令和7年3月31日

選出分野	氏 名	所 属	職 名
学 校 医	高 橋 豊	KKR 札幌医療センター	KKR 札幌医療センター 小児・アレルギーリウマチセンター特任部長 札幌市立豊園小学校及び 札幌市立月寒東小学校 学校医
校 長	◎ 近 香 奈 子	手稲宮丘小学校	小 学 校 長
校 長	○ 下 山 敏 晴	発 寒 中 学 校	中 学 校 長
養 護 教 諭	北 嶋 み ず き	栄 小 学 校	養 護 教 諭
養 護 教 諭	塩 谷 佳 子	開成中等教育学校	養 護 教 諭
栄 養 教 諭 栄 養 士	橋 本 麻 美	発 寒 南 小 学 校	栄 養 教 諭
栄 養 教 諭 栄 養 士	新 妻 優 子	南ヶ丘中学校	栄 養 教 諭
指 導 主 事 (教 員)	河 本 岳 哉	札幌市教育委員会 学 校 教 育 部 教 育 課 程 担 当 課	義務教育担当係指導主事
指 導 主 事 (養護教諭)	山 角 亜 沙 美	札幌市教育委員会 学 校 教 育 部 教 育 推 進 課	保 健 指 導 担 当 係 長
指 導 主 事 (栄養教諭)	大 塚 弥 生	札幌市教育委員会 生 涯 学 習 部 学 校 給 食 課	栄 養 指 導 担 当 係 長

◎議長 ○副議長

事務局

	氏 名	備 考
札幌市教育委員会	近 藤 光 雄	学 校 給 食 課 長
	松 本 文 恵	栄 養 指 導 担 当 係 長
	町 田 遥 菜	栄 養 指 導 担 当

学校給食における食物アレルギー対応の手引き

平成 20 年 8 月

平成 22 年 9 月一部改訂

平成 26 年 9 月改訂

令和 7 年 4 月改訂